



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価（送料共）1か月2,200円

## 目次（\*については県例規集掲載事項）

### ○ 規則

- \*22 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則  
(行政経営改革室)
  - \*23 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則  
( " )
  - \*24 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則  
(医務課)
- ### ○ 告示
- \*311 職員の駐在に関する告示 (行政経営改革室)
- ### ○ 訓令
- \*5 和歌山県内部組織規程の一部を改正する訓令  
(行政経営改革室)
  - \*6 事務決裁規程の一部を改正する訓令 ( " )
  - \*7 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令  
( " )
  - \*8 農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程 ( " )
  - \*9 会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程  
( " )

## 規 則

### 和歌山県規則第22号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第7節 世界遺産センター（第93条-第95条）  
第7節の2 ふるさと定住センター（第95条の2-

第95条の4）」を「第7節 削除」に、「第12節 男女共生社会推進センター（第111条-第113条）」を「第12節 男女共同参画センター（第111条-第113条）」に、「第28節 工

業技術センター（第160条-第163条）」を「第28節 工業技  
第28節の2 世界

術センター（第160条-第163条）」に、「第33節  
遺産センター（第163条の2-第163条の4）」に、第34節

就農支援センター（第192条-第194条）」を「第33節及び  
削除

第34節 削除」に改める。

第2条第3項を削る。

第3条第2項第1号中「出納局」を「会計局」に改める。

第5条第1項中「又は室」を削り、同項の表を次のように改める。

秘書課	管理栄典班 秘書班
政策審議課	
広報課	総務報道班 広報班 県民情報班
監察査察課	
国体準備課	総務企画班 競技運営式典班 施設班

第5条第2項を削る。

第6条中「又は室」を削り、同条の表を次のように改める。

部	局	課	班
総務部	総務管理局	総務学事課	総務・文教班 文書法制班 情報公開班
		行政改革課	
		人事課	給与班 人事班 人材育成班
		財政課	調整班 企画班 予算第一班 予算第二班
		税務課	企画納税班 管理班 課税指導班 軽油調査班
		市町村課	振興班 行政班 財政班 税制班
		管財課	管理班 庁舎営繕班 財産班
	危機管理局	危機管理課	
		総合防災課	防災企画班 防災対策班

		消防保安課	消防班 産業保安班	
企画部	企画政策局	企画総務課	総務班 計画班 調査調整班	
		文化国際課	文化振興班 国際班 旅券班	
		調査統計課	企画調整班 分析班 生活調査班 産業調査班	
		情報政策課	行政情報化班 地域情報化班 全体最適化班 ネットワーク班 システム班	
	地域振興局	地域政策課	地域支援班 土地利用・水資源班 地籍調査班	
		過疎対策課	政策班 振興推進班 交流推進班	
		総合交通政策課	地域交通班 企画調査班	
	人権局	人権政策課	企画班 調整班	
		人権施策推進課	推進班	
環境生活部	環境政策局	環境生活総務課	総務企画班 温暖化対策推進班 環境計画班	
		循環型社会推進課	地域環境推進班 資源循環推進班 産業廃棄物班	
		環境管理課	大気環境班 水質保全班	
	県民局	県民生活課	消費生活班 生活安全班	
		青少年・男女共同参画課	活動推進班 健全育成班 自立支援班 男女共同参画班	
		食品・生活衛生課	生活衛生・水道班 食品情報班 食品衛生班	
福祉保健部	福祉保健政策局	福祉保健総務課	総務企画班 社会福祉班 援護班 保護班	
		子ども未来課	児童福祉班 家庭福祉班 母子保健班 子育て支援班	
		長寿社会課	長寿社会班 振興班 サービス指導班 介護保険班	
		障害福祉課	計画調整班 在宅福祉班 施設福祉班 こころの健康推進班	
	健康局	医務課	計画調整班 医事班 地域医療班 看護班 公立大学法人班	
		健康づくり推進課	健康づくり支援班 国保班	
		難病・感染症対策課	難病対策班 感染症対策班	
		薬務課	薬事血液班 指導班	
	商工観光労働部	商工労働政策局	商工観光労働総務課	総務班 政策班 計量指導班
			商工振興課	金融班 商工支援班
公営企業課			財務企画班 事業管理班	
労働政策課			労政福祉班 就業支援班 能力開発班	
企業政策局		企業振興課	市場開拓班 経営支援班 産業ブランド推進班	
		産業技術政策課	企画・エネルギー班 プロジェクト推進班	
		企業立地課	ものづくり産業立地班 新産業立地班	
観光局		観光振興課	企画調整班 振興班 世界遺産班	
		観光交流課	交流推進班 新観光推進班	
農林水産部	農林水産政策局	農林水産総務課	総務企画班 戦略推進班 農地利用班 組合検査班	
		食品流通課	生産者支援班 販売促進班 輸出促進班	
		農業農村整備課	管理指導班 事業計画班 技術管理班 整備班 防災班	
	農業生産局	果樹園芸課	普及・食育班 果樹班 野菜花き班	
		畜産課	経営・振興班 衛生・環境班	
		経営支援課	金融班 組合指導班 構造改善班 担い手育成班 農地活用班	
	森林・林業局	林業振興課	調整班 計画班 山村資源班 木材産業班 低コスト林業班	
		森林整備課	緑化推進班 治山班 森林づくり班	

		全国植樹祭推進課	総務企画班 式典班 施設・植樹班 行幸啓班
	水産局	水産振興課	企画流通班 漁場整備班 経営指導班
		資源管理課	漁業調整班 漁業取締班
県土整備部	県土整備政策局	県土整備総務課	総務班 政策企画班 経理班
		技術調査課	企画調査班 建設業班 技術基準班 公共事業改革班
		用地対策課	用地班 取用調整班
	道路局	道路政策課	政策班 調整班 計画班
		道路保全課	管理班 予防保全班 交通安全指導班
		道路建設課	国道班 県道街路班 施設班 農林道班
	河川・下水道局	河川課	河川企画班 調整班 治水班 管理班 防災班
		砂防課	計画管理班 保全班
		下水道課	管理班 企画指導班 流域下水道班
	都市住宅局	都市政策課	景観・公園班 管理調整班 まちづくり推進班 開発・計画班
		建築住宅課	企画指導班 管理班 建築審査班 建築指導班
		公共建築課	指導班 営繕班 電気設備班 機械設備班 企画保全班
	港湾空港局	港湾空港振興課	調整班 振興企画班 港湾管理班
		港湾整備課	港湾整備班 海岸防災班

第7条を次のように改める。

（課の中に置く室等）

第7条 前2条に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の右欄に掲げる室を置く。

企画総務課	地域プロジェクト対策室
総合交通政策課	関西国際空港対策室
環境生活総務課	自然環境室
循環型社会推進課	廃棄物指導室
県民生活課	NPO・県民活動推進室

長寿社会課	高齢者生活支援室
商工観光労働総務課	償還指導室
農林水産総務課	工事検査室
技術調査課	検査指導室
港湾整備課	漁港整備室

2 前項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる課の中に同表の中欄に掲げる室を置き、当該室に同表の右欄に掲げる班を置く。

人事課	職員厚生室	福利厚生班
果樹園芸課	農業環境保全室	生産環境班 鳥獣対策班
道路政策課	高速道路推進室	高速推進班

3 前2項に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる室に同 | 表の中欄に掲げる分室を置き、位置は右欄のとおりとする。

工事検査室	工事検査室分室	田辺市
検査指導室	検査指導室分室	田辺市

第8条の見出しを「（会計局）」に改め、同条第1項中「出納局」を「会計局」に改め、同条第2項中「室及び」を削り、同項の表課室の欄中「課室」を「課」に、「出納室」を「会計課」に改める。

第9条第3項中「政策審議室」を「政策審議課」に、「広報室」を「広報課」に改め、同条第4項中「出納局」を「会計局」に、「出納室」を「会計課」に改める。

第10条第2項中「同局各課室」を「同局各課」に改める。

第12条の見出し及び同条中「政策審議室」を「政策審議課」に改め、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第13条の見出し及び同条中「広報室」を「広報課」に改める。

第14条の見出し及び同条中「監察査察室」を「監察査察課」に改める。

第15条総務学事課の項中「及び和歌山県立医科大学」を

削り、同項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、同条行政経営改革室の項中「行政経営改革室」を「行政改革課」に改め、同条人事課の項第2号中「監察査察室」を「監察査察課」に改め、同項第11号中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同条財政課の項第7号中「課室」を「課」に改め、同条管財課の項第3号中「振興局の管理運営」を「総合庁舎の施設及び設備」に改め、同条危機管理室の項中「危機管理室」を「危機管理課」に改める。

第17条企画総務課の項第11号を次のように改める。

(11) コスモパーク加太の利活用等地域プロジェクトに關すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第17条企画総務課の項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同条情報政策課の項第4号、第9号及び第10号中「課室」を「課」に改め、同条地域づくり課の項及び地域交流課の項を次のように改める。

#### 地域政策課

地域政策課は、地域資源を活用した魅力ある地域づくりの推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 地域づくりの推進に關すること。
- (2) 国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に關すること。
- (3) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の施行に關すること。
- (4) 土地基本法（平成元年法律第84号）に基づく施策の総合調整に關すること。
- (5) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の施行に關する次のこと。

ア 特定住宅用地の譲渡の認定

イ 土地等の譲渡予定価格に対する審査

- (6) 水需要の長期計画及び水資源の総合調整に關すること。
- (7) 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）の施行に關すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) その他任務の達成に必要なこと。

#### 過疎対策課

過疎対策課は、過疎地域の再生・活性化を図るとともに、和歌山県への移住・交流を推進することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の施行に關すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 過疎対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に關すること。
- (3) 過疎対策事業に關すること。
- (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）の施行に關すること。
- (5) わかやま田舎暮らし支援に關すること。

(6) 子ども農山漁村交流に關すること。

(7) その他任務の達成に必要なこと。

第18条を次のように改める。

第18条 地域プロジェクト対策室においては、企画総務課の所掌事務のうち、前条企画総務課の項第11号及び第12号に掲げる事務を所掌する。

2 関西国際空港対策室においては、総合交通政策課の所掌事務のうち、前条総合交通政策課の項第3号に掲げる事務を所掌する。

第19条環境生活総務課の項中第22号を第23号とし、第10号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 和歌山県地域グリーンニューディール基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成21年和歌山県条例第75号）の施行に關すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第19条循環型社会推進課の項を次のように改める。

#### 循環型社会推進課

循環型社会推進課は、廃棄物の発生抑制、再利用及び再生利用を促進し、廃棄物の適正処理の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の施行に關すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の施行に關すること。
- (3) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の施行に關すること。
- (4) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の施行に關すること。
- (5) 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第108号）の施行に關すること（再資源化に關することに限る。）。
- (6) 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）の施行に關すること。
- (7) 資源有効利用促進法（平成3年法律第48号）の施行に關すること。
- (8) 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）の施行に關すること。
- (9) 大阪湾広域臨海環境整備センターに關すること。
- (10) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）の施行に關すること。
- (11) 財団法人和歌山環境保全公社に關すること。
- (12) 財団法人紀南環境整備公社に關すること。
- (13) わかやまノーレジ袋推進協議会に關すること。
- (14) 不法投棄対策に關すること。

<p>(15) 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の施行に関すること。</p> <p>(16) 業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>(17) その他任務の達成に必要なこと。</p> <p>第19条産業廃棄物対策課の項を削り、同条県民生活課の項中「安全・安心のくらしの実現」の次に「並びにNPOとの協働推進」を加え、同項中第21号を第22号とし、第18号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「ボランティア活動及び」を削り、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。</p> <p>(2) 消費者安全法（平成21年法律第50号）の施行に関すること。</p> <p>第19条青少年・男女共同参画課の項中第15号を第16号とし、同項第14号中「和歌山県男女共生社会推進センター」を「和歌山県男女共同参画センター」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。</p> <p>(7) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>第20条中「第12号から第20号まで」を「第14号から第22号まで」に改め、同条に次の2項を加える。</p> <p>2 廃棄物指導室においては、循環型社会推進課の所掌事務のうち、前条循環型社会推進課の項第15号及び第16号に掲げる事務を所掌する。</p> <p>3 NPO・県民活動推進室においては、県民生活課の所掌事務のうち、前条県民生活課の項第17号から第21号までに掲げる事務を所掌する。</p> <p>第21条福祉保健総務課の項第5号及び第8号並びに障害福祉課の項第11号中「課室」を「課」に改め、同条医務課の項中第24号を第25号とし、第21号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。</p> <p>(21) 公立大学法人和歌山県立医科大学に関すること。</p> <p>第21条難病・感染症対策課の項第2号中「らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）」に改める。</p> <p>第22条中「介護予防推進室」を「高齢者生活支援室」に改める。</p> <p>第23条産業振興課の項を次のように改める。</p> <p>企業振興課</p>	<p>企業振興課は、和歌山県内企業及び産業との連携を強化するとともに、企業ニーズを踏まえた総合的支援を行い、県内産業の育成・発展を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1) 財団法人わかやま産業振興財団に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(2) 国際経済交流の推進に関すること。</p> <p>(3) 地場産業の振興に関すること。</p> <p>(4) 新産業創出及び企業の育成に関すること。</p> <p>(5) 中小企業の販売力強化に関すること。</p> <p>(6) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）の施行に関すること。</p> <p>(7) 産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）の施行に関すること。</p> <p>(8) 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）の施行に関すること。</p> <p>(9) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）の施行に関すること。</p> <p>(10) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）の施行に関すること。</p> <p>(11) 中小企業地域資源活用プログラムに関すること。</p> <p>(12) 和歌山県優良県産品の推奨に関すること。</p> <p>(13) 関係業界の健全な育成及び発展に関すること。</p> <p>(14) その他任務の達成に必要なこと。</p> <p>第23条産業振興課の項の次に次の1項を加える。</p> <p>産業技術政策課</p> <p>産業技術政策課は、卓越した新技術の創出を推進することにより、先端的な新たな産業の振興と既存産業の高付加価値化を通じて和歌山県経済の活性化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。</p> <p>(1) 和歌山県工業技術センターに関すること。</p> <p>(2) 中小企業の技術指導、知的財産支援に関すること。</p> <p>(3) 産業技術の振興に関すること。</p> <p>(4) 科学技術基本法（平成7年法律第130号）の施行に関すること。</p> <p>(5) 和歌山県新技術創出推進条例（平成21年和歌山県条例第77号）の施行に関すること。</p> <p>(6) エネルギー対策に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(7) 電源立地特別交付金に関すること。</p> <p>(8) その他任務の達成に必要なこと。</p> <p>第23条企業立地課の項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条観光振興課の項第4号及び第5号を削り、同項中第6号を第4号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り上げ、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同号の前に次の3号を加える。</p>
---	--

(9) 世界遺産の保全・活用施策の企画及び総合調整に関すること。

(10) 世界遺産についての普及啓発に関すること。

(11) 和歌山県世界遺産センターに関すること。

第24条第2項を削る。

第25条農林水産総務課の項第7号中「課室」を「課」に改め、同項第12号中「漁業協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同条食品流通課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条農業農村整備課の項第1号から第4号までの規定中「課室」を「課」に改め、同条果樹園芸課の項第26号中「課室」を「課」に改め、同項第27号中「和歌山県農業大学校、」を削り、同条経営支援課の項第2号、第6号、第8号、第11号及び第12号中「課室」を「課」に改め、同項第15号中「和歌山県就農支援センター」を「和歌山県農業大学校」に改め、同条林業振興課の項中「需要拡大対策」の次に「及び山村の生活環境整備」を加え、同項第15号を次のように改める。

(15) 山村振興法（昭和40年法律第64号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第25条林業振興課の項中第19号を第30号とし、第16号から第18号までを11号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の11号を加える。

(16) 山村対策についての基本計画、企画調整及び調査指導に関すること。

(17) 山村振興対策事業に関すること。

(18) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(19) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の施行に関すること。

(20) 森林・林業基本法に基づく事業に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(21) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）の施行に関すること。

(22) 特用林産物の振興対策に関すること。

(23) 森林法の施行に係る林道その他林産物搬出施設に関すること（他の課室の所掌に属するものを除く。）。

(24) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の施行に関すること（林道事業に限る。）。

(25) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の施行に関すること（林道事業に限る。）。

(26) 森林総合利用に関すること。

第25条森林整備課の項第3号及び第4号中「課室」を「課」に改め、同項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 紀の国森づくり基金に関すること。

第25条山村整備課の項を次のように改める。

全国植樹祭推進課

全国植樹祭推進課は、第62回全国植樹祭（以下「植樹祭」という。）を開催するために必要な準備を行うことを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 植樹祭の開催に必要な計画の策定に関すること。

(2) 植樹祭の会場整備に関すること。

(3) 植樹祭の式典に関すること。

(4) 植樹祭のお手植え・お手播き等植樹行事に関すること。

(5) 植樹祭参加者の宿泊・輸送に関すること。

(6) 植樹祭の歓迎レセプションに関すること。

(7) 植樹祭の広報及び県民運動に関すること。

(8) 植樹祭和歌山県実行委員会に関すること。

(9) 植樹祭・行幸啓和歌山県実施本部に関すること。

(10) 行幸啓に関すること。

(11) その他任務の達成に必要なこと。

第25条水産振興課の項第11号中「課室」を「課」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 工事検査室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、前条農林水産総務課の項第5号（農林水産大臣が管理している土地等の維持保存）、第10号及び第11号に掲げる事務を所掌する。

2 工事検査室分室においては、農林水産総務課の所掌事務のうち、日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行された工事の検査に関する事務を所掌する。

3 農業環境保全室においては、果樹園芸課の所掌事務のうち、前条果樹園芸課の項第13号から第27号までに掲げる事務（和歌山県農業大学校に関するものを除く。）を所掌する。

第27条県土整備総務課の項中「及び保全」を「、保全及び県土整備事業の着実な進行」に改め、同項第1号中「総合調整」の次に「及び事業の進行管理」を加え、同条技術調査課の項中第16号を第17号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に関すること（建設業者による住宅建設瑕疵担保保証金の供託等に限る。）。

第27条事業進行課の項を次のように改める。

用地対策課

用地対策課は、県土整備事業における用地取得の推進を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 用地買収事務及び補償事務の指導に関すること。

(2) 土地収用法（昭和26年法律第219号）の施行に関すること。

(3) 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）の施行に関すること。

(4) 和歌山県収用委員会に関すること。

(5) 公有地の拡大の推進に関する法律の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

(6) その他任務の達成に必要なこと。

第27条道路建設課の項第1号及び第3号並びに河川課の項第5号及び第6号中「課室」を「課」に改め、同条都市政策課の項第1号及び第7号から第9号までの規定中「課室」を「課」に改め、同項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条建築住宅課の項中第21号を第23号とし、第13号から第20号までを2号ずつ繰り下げ、同項第12号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第11号を第13号とし、同項第10号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関すること。

第27条建築住宅課の項中第9号を第10号とし、同項第8号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「課室」を「課」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第27条公共建築課の項中第13号を第14号とし、第2号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること（宅地建物取引業者による住宅販売瑕疵担保保証金の供託等に限る。）。

第28条第1項中「第13号及び第14号」を「第14号及び第15号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 漁港整備室においては、港湾整備課の所掌事務のうち、前条港湾整備課の項第2号から第6号までに掲げる事務（漁港に関するものに限る。）を所掌する。

第29条の見出し及び同条中「出納局各課室」を「会計局各課」に改め、同条出納室の項中「出納室」を「会計課」に改める。

第36条第1項第13号を削り、同項中第14号を第13号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り上げ、同項第19号中「県民相談及び金融広報」を「消費者行政の推進及び県民相談」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第20号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第41条に次の1項を加える。

2 西牟婁振興局健康福祉部衛生環境課においては、前項に規定する事務のほか財団法人紀南環境整備公社が行う広域最終処分場整備事業に関する助言及び指導業務を所掌する。

第51条の2第1項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、第23号を削り、第24号を第22号とし、第25号を第23号とし、第26号を第24号とする。

第52条第20号及び第21号を削り、同条中第22号を第20号とし、第23号から第41号までを2号ずつ繰り上げ、第42号を第40号とし、同号の次に次の1号を加える。

(41) 港湾施設（公共用地を含む。）、漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、港湾、漁港、海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地並びに一般公共海岸の管理に関すること。

第52条第43号を削り、同条中第44号を第42号とし、第45号を第43号とし、同号の次に次の2号を加える。

(44) エネルギーの使用の合理化に関すること。

(45) 長期優良住宅に関すること。

第52条第46号を削り、同条第47号を同条第46号とする。

第53条に次の1号を加える。

(11) 国有海浜地及び一般公共海岸の管理に関すること。

第55条第1項第13号を次のように改める。

(13) 港湾施設（公共用地を含む。）、漁港施設（公共用地を含む。）、海岸保全施設、港湾、漁港、海岸保全区域内の公有水面及び国有海浜地並びに一般公共海岸の管理に関すること。

第55条に次の1項を加える。

3 東牟婁振興局新宮建設部用地・管理課においては、第1項に規定する事務のほか、那智勝浦道路の建設に伴う地元町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

第57条第1項第9号を同項第11号とし、同項第8号の次に次の2号を加える。

(9) エネルギーの使用の合理化に関すること。

(10) 長期優良住宅に関すること。

第63条第7項中「用地第一課、用地第二課」を「用地課」に改める。

第3章第7節を次のように改める。

第7節 削除

第93条から第95条まで 削除

第3章第7節の2を削る。

第3章第12節の節名を次のように改める。

第12節 男女共同参画センター

第111条中「和歌山県男女共生社会推進センター設置及び管理条例」を「和歌山県男女共同参画センター設置及び管理条例」に、「設置された男女共生社会推進センター」を「設置された男女共同参画センター」に改め、同条の表

名称の欄中「和歌山県男女共生社会推進センター」を「和歌山県男女共同参画センター」に改める。

第112条中「男女共生社会推進センター」を「男女共同参画センター」に改める。

第113条を次のように改める。

（内部組織）

第113条 男女共同参画センターに企画課を置く。

第144条第7号を削り、同条中第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第145条中「、老人性認知症疾患センター」を削る。

第163条を次のように改める。

（内部組織）

第163条 工業技術センターに、次の部を置く。

企画総務部

生活・環境産業部

名 称	位 置
和歌山県世界遺産センター	田辺市

（任務及び所掌事務）

第163条の4 世界遺産センターは、世界遺産の価値を広く伝え、県民及び来訪者と共に守り育む機運を醸成することを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 世界遺産の適正な保全及び活用の推進に関すること。
- (2) 世界遺産に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) 世界遺産に関する学術研究に関すること。
- (4) 教育啓発展示に伴う設備等の管理及び運営に関すること。
- (5) その他任務の達成に必要なこと。

第167条を次のように改める。

（内部組織）

第167条 農林水産総合技術センターに、企画普及部を置く。

2 企画普及部に、次の課を置く。

企画課

普及課

3 農林水産総合技術センターの会計事務等の執行の便宜を図るため和歌山市に分室を置く。

第168条第2項の表和歌山県農林水産総合技術センターの部農業試験場の項の次に次のように加える。

農業試験場暖地園芸センター	御坊市
---------------	-----

第168条第2項の表和歌山県農林水産総合技術センターの部暖地園芸センターの項を削る。

第169条第5号を次のように改める。

- (5) 農業機械の利用技術に関する調査を行うこと。

第169条第10号中「及び農村生活」を削る。

第175条及び第176条を削り、第174条を第176条とし、第

化学産業部

機械金属産業部

薬事産業部

食品産業部

電子産業部

2 企画総務部に、政策調整課及び技術企画課を置く。

第3章第28節の次に次の1節を加える。

第28節の2 世界遺産センター

（設置）

第163条の2 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の保存と活用に関する事務を行うため、世界遺産センターを置く。

（名称及び位置）

第163条の3 世界遺産センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

171条から第173条までを2条ずつ繰り下げ、第170条の次に次の2条を加える。

（農業試験場暖地園芸センターの所掌事務）

第171条 農業試験場暖地園芸センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 野菜・花きの栽培法に関する試験研究を行うこと。
- (2) 野菜・花きの加工・品質保持技術に関する試験研究を行うこと。
- (3) 野菜・花きの環境保全に関する試験研究を行うこと。
- (4) 施設内環境調節技術に関する試験研究を行うこと。
- (5) 野菜・花きの品種育成に関する試験研究を行うこと。
- (6) 野菜・花きの優良種苗の増殖、配布及び保持に関すること。
- (7) 野菜・花きの生物工学及び遺伝資源開発に関する試験研究を行うこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、園芸に関する調査、試験研究、分析及び鑑定に関すること。

（農業試験場暖地園芸センターの内部組織）

第172条 暖地園芸センターに、次の部を置く。

園芸部

育種部

第180条第7号を削る。

第3章第30節中第186条の次に次の2条を加える。

（就農支援センターの設置）

第186条の2 農業の担い手を育成し、就農を促進するため、就農支援センターを置く。

2 就農支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称		位 置
和歌山県農業大学校	就農支援センター	御坊市

（任務及び所掌事務）

第186条の3 就農支援センターは、新規就農希望者の就農及び定着の支援を行い、農業の振興を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

- (1) 農業情報の提供に関すること。
- (2) 就農相談に関すること。
- (3) 就農のための技術、経営等の研修に関すること。

- (4) 就農支援資金の貸付相談に関すること。
- (5) 就農定着支援に関すること。
- (6) その他任務の達成に必要なこと。

第3章第33節及び第34節を次のように改める。

第33節及び第34節 削除

第192条から第197条まで 削除

第210条の表中「危機管理室」を「危機管理課」に、

和歌山県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務	消防保安課
-------------------	--	-------

和歌山県石油コンビナート等防災本部
和歌山救急救命協議会

を

石油コンビナート等災害防止法第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事務	消防保安課
消防法第35条の8の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整等に関する事務	

和歌
和歌会

に、「地域づくり課」を「地域政策課」に、

山県薬事審議会	薬事法第3条第1項の規定による薬事に関する事項の調査審議に関する事務	薬務課
山県麻薬中毒審査	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項の規定による措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	

和歌山県薬事審議会	薬事法第1項の調査
和歌山県麻薬中毒審査会	麻薬及びによる措置する事務
和歌山県毒物劇物取扱者試験委員	毒物及びによる毒物

を

3条第1項の規定による薬事に関する事項の調査審議に関する事務	薬務課
向精神薬取締法第58条の8第4項の規定措置入院者の入院継続の適否の審査に関する事務	

に改める。

劇物取締法第8条第1項第3号の規定に  
劇物取扱者試験の実施に関する事務

第211条第1項の表局の部を次のように改める。

局	局長	上司の命を受け、当該局に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、部長又は会計管理者に事故があるときは、当該職務を代理する。この場合において、局長が2人以上あるときは、あらかじめ部長の指名する局長が当該職務を代理する。ただし、企画部企画政策局長にあっては、企画政策局のうち情報政策課に属する事務及び地域振興局のうち関西国際空港に属する事務を、環境生活部県民局長にあっては、県民局のうち食品・生活衛生課に属する事務を、商工観光労働部商工労働政策局長にあっては、商工労働政策局のうち労働政策課に属する事務を除くものとする。
---	----	--

第211条第1項の表室の部を削り、同表課に附置する室の部中「課に附置する室」を「室」に改め、同条第3項の表企画部の部中「政策統括監」を「政策統括参事」に改め、同表環境生活部の部生活安全監の項中「生活安全監」を「生活安全参事」に改め、同部食品安全監の項中「食品安全監」を「食品安全参事」に改め、同表商工観光労働部の部中「労働政策監」を「労働政策参事」に改め、同部の次に次のように加える。

農林水産部	植樹祭推進参事	上司の命を受け、全国植樹祭に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-------	---------	---

第211条第3項の表課及び室の部中「課及び室」を「課」に改め、同表課に附置する室の部中「課に附置する室」を「室」に改め、同部副室長の項を削り、同表農林水産総務課の部中「並びに県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査（知事が別に定めるものに限る。）に関する事務」を削り、同部の次に次のように加える。

農林水産総務課 工事検査室	分室長	上司の命を受け、当該分室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	総括検査員 検査員	県が施行する工事の検査（知事が別に定めるものに限る。）及び市町村等が国又は県から補助金の交付を受けて施行する工事の補助金の額の確定の際必要に応じて行う現地調査（知事が別に定めるものに限る。）に関する事務に従事する。

第211条第3項の表森林整備課全国植樹祭準備室の部を次のように改める。

全国植樹祭推進課	植樹祭推進員	上司の命を受け、全国植樹祭に関する事務に従事する。
----------	--------	---------------------------

第212条第1項の表部の部を次のように改める。

部（こころの医療センター診療部を除く。）	部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----------------------	----	---------------------------------

第212条第1項の表こころの医療センターの部事務局の款の次に次のように加える。

診療部	第一部長 第二部長	上司の命を受け、当該部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-----	--------------	---------------------------------

第212条第1項の表こころの医療センターの部老人性痴呆・痴呆患センターの款を削り、同部の次に次のように加える。

農林水産総合技術センター	事務長	上司の命を受け、当該センターの庶務、会計等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
--------------	-----	---

第212条第2項の表就農支援センターの部を次のように改める。

農業大学校 就農支援センター	次長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理する。
-------------------	----	---------------------------------------

第212条第2項の表消費生活センター紀南支所の部、男女共生社会推進センターの部及びこころの医療センターリハビリテーション部の部を削る。

別表第3の2の表伊都振興局地域振興部総務県民課の項を次のように改める。

伊都振興局地域振興部総務県民課	橋本市及び伊都郡に所在する各かい（農業大学校にあっては、就農支援センターを除く。）
-----------------	---

別表第3の2の表日高振興局地域振興部総務県民課の項を次のように改める。

日高振興局地域振興部総務県民課	御坊市及び日高郡（みなべ町を除く。）に所在する各かい並びに農林水産総合技術センター農業試験場暖地園芸センター、農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所及び農業大学校就農支援センター
-----------------	--

別表第7西牟婁振興局建設部の部近畿自動車道紀南高速事務所の款を次のように改める。

近畿自動車道紀南高速事務所	用地課	用地グループ
---------------	-----	--------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

第4条第36号を同条第31号とし、同条第37号に次のように加える。

- エ 第23条の3第1項の規定による通知
  - オ 第23条の3第2項の規定による書面の交付
  - カ 第23条の4第1項の規定による通知
  - キ 第23条の4第2項の規定による書面の交付
- 第4条中第37号を第32号とし、第38号から第50号までを5号ずつ繰上げ、同条に次のように加える。
- (46) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に関する次のこと。
- ア 第17条の規定による報告の徴収
  - イ 第18条第1項の規定による立入検査

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第23号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条中第24号を削り、第25号を第24号とし、第26号を第25号とし、第27号を第26号とし、第28号及び第29号を削り、第30号を第27号とし、第31号を第28号とし、第32号を削り、第33号を第29号とし、第34号を第30号とし、第35号を削り、同条第36号メを同号リとし、同号リの前に次のように加える。

- ヨ 第50条の2第1項の規定による報告の徴収
  - ラ 第50条の2第2項の規定による協力の依頼
- 第4条第36号ムを同号ユとし、同号フから同号ミまでを同号ミから同号ヤまでとし、同号ヒの次に次のように加える。
- フ 第44条の3第1項の規定による報告の徴収
  - ヘ 第44条の3第2項の規定による協力の依頼
  - ホ 第44条の3第4項（第50条の2第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定による食事の提供等
  - マ 第44条の3第5項（第50条の2第4項の規定において準用する場合を含む。）の規定による実費の徴収

和歌山県規則第24号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則  
和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第 2 (第 14 条関係)

## 看護学科二部

	教育内容	授業科目	単位数	授業時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	1	30	
		教育学	1	30	
	人間と生活、社会の理解	情報科学	1	30	
		人間関係論	1	30	
		社会学	1	30	
		英語	1	30	
		保健体育	1	30	
		小計	7	210	
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖学	1	30	
		生理学	1	30	
		生化学	1	30	
		病理学	1	30	
	疾病の成り立ちと回復の促進	病態学Ⅰ	1	30	
		病態学Ⅱ	1	30	
		病態学Ⅲ	1	30	
		微生物学	1	30	
		薬理学	1	30	
		治療論	1	30	
		健康支援と社会保障制度	総合医療論	1	30
		保健学	1	30	
		社会福祉論	1	30	
		関係法規	1	30	
小計	14	420			
専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30	
		基礎看護技術Ⅰ	1	30	
		基礎看護技術Ⅱ	1	30	
		基礎看護技術Ⅲ	1	30	
		看護活動総論	1	30	
		看護研究	1	30	
	臨地実習	基礎看護学実習	2	90	
小計	8	270			
専門分	成人看護学	成人看護学概論	1	30	
		成人看護活動論Ⅰ	1	30	
		成人看護活動論Ⅱ	1	30	

野 II	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老年看護活動論 I	1	30
		老年看護活動論 II	1	30
	小児看護学	小児看護学概論	1	30
		小児看護活動論 I	1	30
		小児看護活動論 II	1	30
	母性看護学	母性看護学概論	1	30
		母性看護活動論 I	1	30
		母性看護活動論 II	1	30
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神看護活動論 I	1	30
		精神看護活動論 II	1	30
	臨地実習	成人看護学実習	2	90
		老年看護学実習	2	90
		小児看護学実習	2	90
母性看護学実習		2	90	
精神看護学実習		2	90	
小 計			25	900
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護活動論 I	1	30
		在宅看護活動論 II	1	30
	看護の統合と実践	看護の統合と実践 I	1	30
		看護の統合と実践 II	2	60
		看護の統合と実践 III	1	30
	臨地実習	在宅看護論実習	2	90
		統合実習	2	90
小 計			11	390
総 計			65	2,190

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成22年3月31日に看護学科二部に在学する学生に係る教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、平成22年4月1日から実施する。

平成15年和歌山県告示第443号（職員の駐在に関する告示）は、平成22年3月31日限り廃止する。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

告 示

和歌山県告示第311号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）

1 東牟婁振興局地域振興部の職員駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域振興部	東牟婁郡串本町串本2491	串本地区駐在	新宮保健所串本支所 東牟婁振興局串本建設部 農林水産総合技術センターのうち畜産試験場及び水産試験場 串本古座高等学校 串本警察署	担当のかいの物品調達に関する事務

2 振興局建設部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野駐在	海草郡紀美野町	1 土木事業の調査、測量、設計 施行及び監督
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督

(2) 道路整備員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	和歌山市西河岸町43の1	西河岸詰所	和歌山市 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	海草郡紀美野町下佐々字庄原1099	紀美野詰所	海南市の一部 海草郡紀美野町	
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	
東牟婁振興局串本建	西牟婁郡すさみ町周	すさみ詰所	西牟婁郡すさみ町	

設部	参見4075	東牟婁郡古座川町の 一部
----	--------	-----------------

3 交通事故相談所の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目 4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

4 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	

5 農林水産総合技術センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
農林水産総合技術センター 林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	田辺試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理
農林水産総合技術センター 水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁中一般  
各地方機関  
和歌山県内部組織規程を廃止する訓令を次のように定める。  
平成22年3月26日  
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸  
和歌山県内部組織規程を廃止する訓令  
和歌山県内部組織規程（平成8年和歌山県訓令第13号）は、  
廃止する。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁中一般  
事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成22年3月26日  
和歌山県知事 仁 坂 吉 伸  
事務決裁規程の一部を改正する訓令  
事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「海草振興局」の次に「、和歌山県税事務所、消防学校、文書館、環境衛生研究センター、消費生活センタ

ー、男女共同参画センター、子ども・女性・障害者相談センター、公営競技事務所、農林水産総合技術センター、農業大学校及び和歌山下津港湾事務所」を加える。

第2条第2号中「課に附置する室（以下「附置室」という。）の室長、和歌山県内部組織規程（平成8年和歌山県訓令第13号）に定める行政組織（以下「内室」という。）の室長」を「課の中に置く室（以下「課内室」という。）の室長（以下「室長」という。）」に改め、同条第4号中「附置室の室長、附置室の副室長、内室の室長、内室の副室長」を「室長」に改める。

第3条第1項中「附置室の室長」を「室長」に改め、同条第2項中「内室の室長又は」を削る。

第4条中「附置室の室長」を「室長」に改める。

第8条第1項中「附置室又は内室（以下「附置室等」という。）」を「課内室」に改め、同項第2号中「主務班長」の次に「（主務班長を置いていない場合は、課長が指名する者）」を加え、同条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

（室長代決者）

第9条 室長が専決できる事項について、室長が不在のときは、主務班長（主務班長を置いていない場合は、室長の指名する者）が当該事項を代決することができる。

第13条第1項中「監察査察監」の次に「、国体推進監」を加え、「監察査察室長」を「監察査察課長」に、「政策

統括監、食品安全監及び労働政策監」を「政策統括参事、食品安全参事、労働政策参事及び植樹祭推進参事」に改め、「副課長に関する規定は副室長に」を削る。

別表第1局長専決事項の欄11（7）から（9）までを削り、同欄11（10）を同欄11（7）とし、同欄19中「（知事印等を除く。）」及び「（知事印等を含む。）」を削り、同欄29及び30を次のように改める。

29 報償費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（1件の金額5億円以上の請負費を除く。）、原材料費、備品購入費（1件の金額7,000万円以上の重要物品を除く。）、負担金、補助及び交付金、貸付金、補償、補填及び賠償金、償還金、利子及び割引料、投資及び出資金、積立金、寄附金及び繰出金に係る支出負担行為に関する事。

30 公有財産購入費に係る支出負担行為のうち1件の金額7,000万円未満のものに関する事。

別表第1局長専決事項の欄中31及び32を削り、33を31とし、34から44までを32から42までとし、同表課長専決事項の欄14（2）中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同欄14に次のように加える。

（3）修補指示報告書及び修補完了報告書の受理並びに修補通知（第12条）

別表第1課長専決事項の欄27中「、委託料（調査、測量、設計及び管理業務の委託料を除く。）」を削り、「原材料費」の次に「、備品購入費」を加え、「500万円」を「1,000万円」に改め、同欄28中「（通信運搬費を除く。）」の次に「、委託料（調査、測量、設計及び管理業務の委託料を除く。）」を加え、「1,000万円」を「2,000万円」に改め、同欄29中「1億円」を「2億円」に改め、同欄中30を削り、31を30とし、32から42までを31から41までとし、同表備考中「附置室の室長」を「室長」に改める。

別表第2広報室の表を次のように改める。

1 広報課

課名		課長専決事項
広報課		1 広報誌「県民の友」の掲載原稿に関する事。 2 イメージアップ広告の掲載原稿に関する事。 3 県政広報番組の企画に関する事。 4 県政バス教室の実施に関する事。

別表第2総務部の表総務学事課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に関する次のこと。

- （1）公益目的支出計画の変更の認可（第125条）
- （2）移行法人に対する勧告及び措置命令（第129条）
- （3）移行法人の清算時の残余財産の帰属の承認（第130条）

別表第2総務部の表行政経営改革室の項課名の欄中「行政経営改革室」を「行政改革課」に改め、同表職員厚生室の項課長専決事項の欄1中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同表管財課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。

1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関する次のこと（庁舎管理に関するものに限る。）。)

- （1）入札参加資格の決定及び取消し
- （2）入札参加資格の停止、解除及び警告

別表第2総務部の表危機管理室の項課名の欄中「危機管理室」を「危機管理課」に改め、同表消防保安課の項課長専

決事項の欄4中「及び火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）」を「、火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）」に改め、同欄4（36）中「公安委員会」の次に「又は海上保安庁長官」を加え、同欄4（36）を同欄4（46）とし、同欄4（46）の前に次のように加える。

（45）県公安委員会の意見の聴取（第52条第1項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄4中（35）を（44）とし、（20）から（34）までを（29）から（43）までとし、同欄4（29）の前に次のように加える。

（26）火薬庫（2級火薬庫に限る。）の定期自主検査の計画及びその変更の届出の受理（第35条の2第2項）

（27）火薬庫（2級火薬庫に限る。）の定期自主検査の報告の受理（第35条の2第3項）

（28）火薬庫（2級火薬庫に限る。）の定期自主検査の立会い（第35条の2第4項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄4中（19）を（25）とし、（18）を（24）とし、同欄4（24）の前に次のように加える。

(23) 火薬庫（2級火薬庫に限る。）の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の火薬類取扱保安責任代理者の選任又は解任の届出の受理（第33条第2項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄4中(17)を(22)とし、同欄4(22)の前に次のように加える。

(21) 火薬庫（2級火薬庫に限る。）の所有者若しくは占有者又は第30条第2項の消費者の火薬類取扱保安責任者及び火薬類取扱副保安責任者の選任又は解任の届出の受理（第30条第3項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄4中(16)を(20)とし、(15)を(19)とし、同欄4(19)の前に次のように加える。

(17) 火薬類の消費の許可及び許可の取消し（第25条第1項、第3項）

(18) 火薬類の廃棄（第8条又は第44条の許可の取消しその他の事由により営業を廃止した者を除く。）の許可（第27条第1項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄4中(14)を(16)とし、同欄4(13)の次に次のように加える。

(14) 火薬類の譲渡又は譲受の許可及び許可の取消し並びに許可証の交付（第17条第1項、第3項、第4項）

(15) 譲渡許可証又は譲受許可証の記載事項の変更の書換え及び再交付（第17条第7項、第8項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄4に次のように加える。

(47) 火薬庫外の貯蔵所の指示（省令第15条）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄7中(22)を(44)とし、(8)から(21)までを(30)から(43)までとし、同欄4(30)の前に次のように加える。

(25) 消費設備の基準適合命令（第35条の5）

(26) 貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可（第36条、第37条）

(27) 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可等（第37条の2）

(28) 貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査等（第37条の3第1項、第2項）

(29) 貯蔵施設又は特定供給設備の許可の取消し等（第37条の7第1項、第2項）

別表第2総務部の表消防保安課の項課長専決事項の欄7中(7)を(24)とし、(1)から(6)までを(18)から(23)までとし、同欄4(18)の前に次のように加える。

(1) 液化石油ガス販売事業の登録（第3条第1項）

(2) 液化石油ガス販売事業者の登録番号の登録及び販売業者への通知（第3条の2第1項、第2項）

(3) 液化石油ガス販売事業者の登録拒否の通知（第4条

第2項）

(4) 登録行政庁の変更の場合における届出の受理（第6条）

(5) 販売所等の変更の届出の受理（第8条）

(6) 販売事業の承継の届出の受理（第10条第3項）

(7) 貯蔵施設の所有等の適用除外（第11条）

(8) 規格に適合しない液化石油ガスの販売の禁止の命令（第13条第2項）

(9) 書面の交付・再交付の命令（第14条第2項）

(10) 販売施設又は販売方法の基準適合命令（第16条第3項）

(11) 供給設備の基準適合命令（第16条の2第2項）

(12) 業務主任者の選任又は解任の届出の受理（第19条第2項）

(13) 業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理（第21条第2項）

(14) 販売事業者に対する業務主任者等の解任命令（第22条）

(15) 販売事業の廃止の届出の受理（第23条）

(16) 販売事業の登録の取消し又は停止命令（第25条、第26条）

(17) 販売事業者の登録の削除（第26条の2）

別表第2総務部の表備考中「附置室の室長」を「室長」に改める。

別表第2企画部の表調査統計課の項課長専決事項の欄1中「指定統計調査等」を「基幹統計調査等」に改め、同表情報政策課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。

1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関する次のこと（情報処理に関するものに限る。）。

(1) 入札参加資格の決定及び取消し

(2) 入札参加資格の停止、解除及び警告

別表第2企画部の表地域づくり課の項課長の欄中「地域づくり課」を「地域政策課」に改め、同項局長専決事項の欄2を削り、同欄中3を2とし、4を3とし、5を4とし、同表地域交流課の項課長の欄中「地域交流課」を「過疎対策課」に改める。

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄1中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)及び(7)を削り、(8)を(5)とし、(9)を削り、(10)を(6)とし、(11)を(7)とし、同欄1に次のように加える。

(8) 和歌山県環境審議会への諮問（第32条）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項局長専決事項の欄中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 温泉法（昭和23年法律第125号）に関する次のこと。

(1) 掘削のための施設等の変更の許可（第7条の2第1項）

- (2) 温泉の採取の許可（第14条の2第1項）
- (3) 温泉の採取のための施設等の変更許可（第14条の7第1項）
- (4) 温泉利用の許可（第15条第1項）

別表第2環境生活部の表自然環境室の項部長専決事項の欄1(1)中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同欄1(2)中「第13条第3項第3号」を「第20条第3項第4号」に改め、同欄1(3)中「第13条第3項第7号」を「第20条第3項第10号」に改め、同欄1(4)中「第56条第1項、第66条第2項」を「第68条第1項、第79条第2項」に改め、同欄1(5)中「第56条第4項、第66条第2項」を「第68条第4項、第79条第2項」に改め、同欄2(1)中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同欄2(2)中「第13条第3項第3号」を「第20条第3項第4号」に改め、同欄2(3)中「第13条第3項第7号」を「第20条第3項第9号」に改め、同項局長専決事項の欄1を次のように改める。

- 1 自然公園法（昭和32年法律第161号）に関する次のこと。
  - (1) 法第16条第4項で準用する事業の変更の同意又は認可（第10条第7項）
  - (2) 法第16条第4項で準用する事業の承継の承認等（第12条第1項、第2項、第3項）

別表第2環境生活部の表自然環境室の項課長専決事項の欄2を次のように改める。

- 2 自然公園法に関する次のこと。
  - (1) 法第16条第4項で準用する事業の軽微な変更に係る届出の受理（第10条第9項）
  - (2) 法第16条第4項で準用する事業の休止又は廃止に係る届出の受理（第13条）
  - (3) 法第16条第4項で準用する認可の失効に係る届出の受理（第14条第2項）
  - (4) 特別保護地区内における工作物の新築、改築又は増築のうち、測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標の設置に係る許可（第21条第3項第1号）
  - (5) 特別保護地区内における木竹の伐採で、枯損木若しくは危険木の除去又は電線路の維持を目的とするものの許可（第21条第3項第1号）
  - (6) 特別保護地区内における鉱物の掘採又は土石の採取で、試験研究又は学術研究を目的とし、かつ、掘採又は採取量が1立方メートル以下のものの許可（ポーリ

ング機械を用いて行うものを除く。）（第21条第3項第1号）

- (7) 特別保護地区内における広告物等の掲出で、法令の規定又は保安を目的とするものの許可（第21条第3項第1号）
- (8) 特別保護地区内における木竹の損傷の許可（第21条第3項第2号）
- (9) 特別保護地区内における木竹の植栽の許可（第21条第3項第3号）
- (10) 特別保護地区内における動物を放つことの許可（第21条第3項第4号）
- (11) 特別保護地区内における物の集積等の許可（第21条第3項第5号）
- (12) 特別保護地区内における火入れ等の許可（第21条第3項第6号）
- (13) 特別保護地区内における木竹以外の植物の採取等の許可（第21条第3項第7号）
- (14) 特別保護地区内における木竹以外の植物の植栽等の許可（第21条第3項第8号）
- (15) 特別保護地区内における動物の捕獲等の許可（第21条第3項第9号）
- (16) 特別保護地区内における車馬等の乗り入れ等の許可（第21条第3項第10号）
- (17) 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるものの許可（第21条第3項第11号）
- (18) 普通地域内における1,000平方メートルを超える水面の埋立又は干拓に係る届出の受理（第33条第1項第4号）
- (19) 普通地域内における1,000平方メートルを超える土地の開墾その他土地の形状変更に係る届出の受理（第33条第1項第6号）
- (20) 海域公園地区の周辺1キロメートルの当該海域公園地区に接続する海面内における1,000平方メートルを超える海底の形状変更に係る届出の受理（第33条第1項第7号）

別表第2環境生活部の表自然環境室の項課長専決事項の欄3(1)中「第15条第1項第4号」を「第22条第1項第4号」に改め、同欄3(2)中「第15条第1項第6号」を「第22条第1項第6号」に改め、同表循環型社会推進課の項及び廃棄物対策課の項を次のように改める。

循環型社	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に関する次のこと。	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 (1) 市町村の設置に係る	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 (1) 一般廃棄物処理施設
------	---	--	--

会  
推  
進  
課

- |   |  |   |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般廃棄物処理施設設置の許可(第8条第1項)</li> <li>(2) 一般廃棄物処理施設設置の変更許可(第9条第1項)</li> <li>(3) 一般廃棄物処理施設設置者への改善命令等(第9条の2)</li> <li>(4) 一般廃棄物処理施設設置許可の取消し(第9条の2の2)</li> <li>(5) 一般廃棄物処理施設の譲り受け等の許可(第9条の5第1項)</li> <li>(6) 一般廃棄物処理施設設置法人の合併及び分割の認可(第9条の6第1項)</li> <li>(7) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業者及び(特別管理)産業廃棄物処分業者への事業停止の命令(第14条の3、第14条の6)</li> <li>(8) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業及び(特別管理)産業廃棄物処分業の許可の取消し(第14条の3の2、第14条の6)</li> <li>(9) 産業廃棄物処理施設設置の許可(第15条第1項)</li> <li>(10) 産業廃棄物処理施設設置の変更許可(第15条の2の5第1項)</li> <li>(11) 産業廃棄物処理施設設置者への改善命令等(第15条の2の6)</li> <li>(12) 産業廃棄物処理施設設置許可の取消し(第15条の3)</li> <li>(13) 産業廃棄物処理施設の譲り受け等の許可(第15条の4)</li> <li>(14) 産業廃棄物処理施設設置法人の合併、分割の認可(第15条の4)</li> <li>(15) 指定区域の指定(第15条の17)</li> <li>(16) 事業者等への改善命令(第19条の3)</li> <li>2 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 関連事業者への勧告(第20条第1項)</li> <li>(2) フロン類回収業者に対する勧告(第20条第2項)</li> <li>(3) 関連事業者への措置命令(第20条第3項)</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理(第9条の3第1項)</li> <li>(2) 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の計画の変更命令又は廃止命令(第9条の3第3項、第9条の3第8項)</li> <li>(3) 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置届の相当と認める旨の通知(第9条の3第4項ただし書、第9条の3第8項)</li> <li>(4) 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理(第9条の3第7項)</li> <li>(5) 市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設に関する改善命令又は使用停止命令(第9条の3第9項)</li> <li>(6) 産業廃棄物排出事業者等に対する適正処理に関する必要な処置の勧告等(第12条の6)</li> <li>(7) 産業廃棄物処分業の許可(第14条第6項)</li> <li>(8) 産業廃棄物処分業の変更許可(第14条の2第1項)</li> <li>(9) 特別管理産業廃棄物処分業の許可(第14条の4第6項)</li> <li>(10) 特別管理産業廃棄物処分業の変更許可(第14条の5第1項)</li> <li>(11) 産業廃棄物処理施設での一般廃棄物処理の届出の受理(第15条の2の4)</li> <li>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃棄物再生事業者の登録及び登録証明書の交付(第18条、第19条)</li> <li>(2) 廃棄物再生事業者の登録の取消し(第22条)</li> </ul> </li> <li>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚令第35号)に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業廃棄物処分業者の再生利用指定(第10条の3)</li> </ul> </li> <li>4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に関する次のこと。             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 再資源化等の実施に</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>設置及び変更に関する告示及び縦覧(第8条第4項、第9条第2項)</li> <li>(2) 一般廃棄物処理施設設置及び変更に関する市町村への通知及び意見聴取(第8条第5項、第9条第2項)</li> <li>(3) 一般廃棄物処理施設設置及び変更に関する専門的知識を有する者からの意見聴取(第8条の2第3項、第9条第2項)</li> <li>(4) 一般廃棄物処理施設使用前検査及び変更の使用前検査(第8条の2第5項、第9条第2項)</li> <li>(5) 一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出の受理(第9条第3項、第9条の3第10項)</li> <li>(6) 一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届の受理及び確認(第9条第4項、第9条第5項、第9条の3第10項)</li> <li>(7) 一般廃棄物最終処分場廃止の確認(第9条第5項、第9条の3第10項)</li> <li>(8) 一般廃棄物処理施設の相続の届出の受理(第9条の7第2項)</li> <li>(9) (特別管理)産業廃棄物多量排出事業者の処理計画の受理(第12条第7項、第12条の2第8項)</li> <li>(10) (特別管理)産業廃棄物多量排出事業者の実施状況の報告の受理(第12条第8項、第12条の2第9項)</li> <li>(11) (特別管理)産業廃棄物多量排出事業者の処理計画及び実施状況の公表(第12条第9項、第12条の2第10項)</li> <li>(12) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業の許可及び変更許可(第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、第14条の5第1項)</li> <li>(13) (特別管理)産業廃棄物収集運搬業又は(特別管理)産業廃棄物処分業の変更等の届出の受理(第14条の2第3項、第14条の5第3項)</li> <li>(14) 産業廃棄物処理施設設置及び変更に関する告</li> </ul> |
|---|--|---|

	<p>関する助言又は勧告(第19条)</p> <p>5 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 解体業の許可(第60条第1項)</p> <p>(2) 破碎業の許可(第67条第1項)</p> <p>6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)に関する次のこと。</p> <p>(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の公表(第7条第3項)</p>	<p>示及び縦覧(第15条第4項、第15条の2の5第2項)</p> <p>(15) 産業廃棄物処理施設設置及び変更に関する市町村への通知及び意見聴取(第15条第5項、第15条の2の5第2項)</p> <p>(16) 産業廃棄物処理施設設置及び変更に関する専門的知識を有する者からの意見聴取(第15条の2第3項、第15条の2の5第2項)</p> <p>(17) 産業廃棄物処理施設の使用前検査及び変更の使用前検査(第15条の2第5項、第15条の2の5第2項)</p> <p>(18) 産業廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出の受理(第15条の2の5第3項)</p> <p>(19) 産業廃棄物処理施設(最終処分場)の埋立処分終了届出の受理及び確認(第15条の2の5第3項)</p> <p>(20) 産業廃棄物処理施設の相続の届出の受理(第15条の4)</p> <p>(21) 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令(第15条の19)</p> <p>(22) 事業者等に対する報告の徴収(第18条第1項)</p> <p>(23) 事業者等への立入検査(第19条第1項)</p> <p>(24) 許可等に関する意見聴取(第23条の3)</p> <p>(25) 関係行政機関への照会等(第23条の5)</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 廃棄物再生事業者の変更の届出の受理(第20条)</p> <p>(2) 廃棄物再生事業者の廃止、休止又は再開の届出の受理(第21条)</p> <p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関する次のこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物収集運搬業者の再生利用指定(第9条)</p> <p>4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 発注者の申告及び必要な措置に関する受付(第18条第2項)</p> <p>(2) 建設工事の発注者等</p>
--	--	---

- に対する報告の徴収(第42条第2項)
- (3) 建設工事受注者に対する立入検査(第43条第1項)
- 5 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。
- (1) 引取業者の登録の実施(第44条第1項)
- (2) 引取業者の登録の通知(第44条第2項)
- (3) 引取業者の登録の拒否(第45条第1項)
- (4) 引取業者の登録の拒否の通知(第45条第2項)
- (5) 引取業者の変更登録の実施(第46条第2項)
- (6) 引取業者の変更登録の通知(第46条第3項)
- (7) 引取業者の登録の抹消(第49条)
- (8) 引取業者の登録の取消の通知(第51条第2項)
- (9) フロン類回収業者の登録の実施(第55条第1項)
- (10) フロン類回収業者の登録の通知(第55条第2項)
- (11) フロン類回収業者の登録の拒否(第56条第1項)
- (12) フロン類回収業者の登録の拒否の通知(第56条第2項)
- (13) フロン類回収業者の変更登録の実施(第57条第2項)
- (14) フロン類回収業者の変更登録の通知(第57条第3項)
- (15) フロン類回収業者の登録の取消の通知(第58条第2項)
- (16) フロン類回収業者の登録の抹消(第59条)
- (17) 必要な措置を講ずべき旨の勧告(第90条第1項)
- (18) 勧告に係る措置をとるべきことの命令(第90条第3項)
- (19) 許可等に関する意見聴取(第125条)
- (20) 事務の照会、協力依頼(第127条)
- 6 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に関する次

			<p>のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況の届出の受理(第8条)</li> <li>(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況の公表(第9条)</li> <li>(3) 事業者の相続、合併又は分割による地位の承継の届出の受理(第12条第2項)</li> <li>(4) 事業者に対する報告の徴収(第17条)</li> <li>(5) 事業者への立入検査(第18条)</li> </ul>
<p>廃棄物指導室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者等への改善命令(第19条の3)</li> </ul> </li> <li>2 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例(平成20年和歌山県条例第49号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 特定事業の許可及び変更の許可(第19条第1項及び第24条第1項)</li> <li>(2) 許可の取消し(第34条第1項)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業廃棄物排出事業者等に対する適正処理に関する必要な処置の勧告等(第12条の6)</li> </ul> </li> <li>2 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 搬入一時停止命令(第12条)</li> <li>(2) 特定事業の停止命令(第34条第1項)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理票に関する報告書の受理(第12条の3第6項)</li> <li>(2) 事業者等に対する報告の徴収(第18条第1項)</li> <li>(3) 事業者等への立入検査(第19条)</li> <li>(4) 関係行政機関への照会等(第23条の5)</li> </ul> </li> <li>2 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 産業廃棄物の保管を行う者に対する勧告内容の公表(第13条第2項)</li> <li>(2) 土地所有者等に対する勧告内容の公表(第14条第2項)</li> <li>(3) 検査の実施の要求(第30条第5項)</li> <li>(4) 特定事業の完了に係る確認結果の通知(第32条第5項)</li> <li>(5) 特定事業の廃止及び休止に係る確認結果の通知(第32条第6項)</li> <li>(6) 届出及び報告の受理</li> </ul> </li> <li>3 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則(平成20年和歌山県規則第73号)に関する次のこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土壌基準不適合となるおそれがないことの承認(第16条第4項第1号)</li> <li>(2) 周辺への汚染のおそれがないことの承認(第16条第4項第4号)</li> </ul> </li> </ul>

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄3(3)を削り、同欄中4を削り、5を4とし、6から9までを5から8までとし、10を削り、同欄11に次のように加える。

(4) 動物愛護推進員の委嘱(第38条)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄中11を9とし、12を10とし、13を11とし、同表県民生活課の項を次のように改める。

<p>県民生活課</p>	<p>1 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 消費生活協同組合員以外の利用の許可を受けていない組合に対する措置命令(第12条第6項)</p> <p>(2) 消費生活協同組合に対する措置命令及び事業停止命令(第94条の2、第95条第1項、第2項)</p> <p>(3) 消費生活協同組合の議決又は選挙若しくは当選の取消し(第96条)</p> <p>2 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反業者に対する知事の指示(第7条)</p> <p>(2) 内閣総理大臣に対する措置請求(第8条)</p> <p>3 和歌山県消費生活条例(平成8年和歌山県条例第47号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 欠陥商品の製造等の中止、回収その他必要な措置の勧告及び合理的根拠資料の提出並びに情報提供(第6条)</p> <p>(2) 規格、表示、計量、包装、アフターサービス及び広告の適正化に関する基準設定、変更及び廃止並びに公示(第15条)</p> <p>(3) 事業者に対する基準遵守の勧告(第16条第2項)</p> <p>(4) 自動販売機等の管理又は表示の違反者に対する勧告(第17条第2項)</p> <p>(5) 不当な取引行為の改善勧告及び合理的根拠資料の提出(第18条第2項、第3項)</p> <p>(6) 緊急時における生活関連物資の調査及び当該調査結果の情報提供並びに事業者に対する必要な措置の勧告(第21条、第22条)</p> <p>(7) 勧告に従わなかった場合の意見陳述の機会の付与(第39条第2項)</p> <p>(8) 消費者被害の発生及</p>	<p>1 消費生活協同組合法に関する次のこと。</p> <p>(1) 消費生活協同組合員以外の利用の許可(第12条第4項)</p> <p>(2) 消費生活協同組合の共済事業規約の認定、変更及び廃止の認可並びに定款の変更(第40条第4項、第5項、第6項)</p> <p>2 和歌山県消費生活条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 消費者苦情の処理(第18条の5)</p> <p>(2) 消費者苦情に係るあっせん及び調停(第18条の6)</p> <p>(3) 消費者苦情に係る紛争についての訴訟費用等の貸付け又は資料の提供(第18条の7)</p> <p>(4) 訴訟費用貸付金の全部又は一部の返還猶予又は免除(第18条の8)</p>	<p>1 消費生活協同組合法に関する次のこと。</p> <p>(1) 消費生活協同組合の業務又は財産の状況報告の徴収(第93条、第93条の2、第93条の3)</p> <p>(2) 消費生活協同組合の業務又は会計状況の調査(第94条)</p> <p>2 不当景品類及び不当表示防止法に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反被疑事業者に対する報告の徴収及び立入検査(第9条の2)</p> <p>3 和歌山県消費生活条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 危害欠陥商品に係る必要な調査等(第7条)</p> <p>(2) 生活関連物資の需給、価格の動向その他情報の収集及び提供(第20条)</p> <p>(3) 調査勧告等のための報告の徴収及び立入検査(第38条)</p> <p>4 特定商取引に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反被疑事業者等に対する報告の徴収及び立入検査(第66条第1項、第2項、第3項、第4項、第6項)</p> <p>5 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反被疑事業者等に対する報告の徴収及び立入検査(第17条第1項)</p> <p>6 消費者安全法(平成21年法律第50号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 事業者に対する報告の徴収、立入調査、質問及び物品の集取(第22条)</p> <p>7 金融広報重点市町村の指定に関すること。</p> <p>8 営繕工事に関する次のこと。</p> <p>(1) 調査、測量及び設計業務の委託(以下県民生活課の項において「設計等」という。)の設計変更</p> <p>(2) 設計等のうち設計額5,000万円未満のもの</p>
--------------	---	---	--

<p>び拡大を防止するために必要な情報の提供(第18条の2)</p> <p>(9) 知事への申出に関する調査及び措置の決定(第23条)</p> <p>4 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反事業者等に対する必要な措置の指示(第7条、第14条、第22条、第38条、第46条、第56条)</p> <p>(2) 違反事業者等に対する業務の全部又は一部の停止命令及び公表(第8条、第15条、第23条、第39条、第47条、第57条)</p> <p>(3) 合理的根拠資料の提出(第6条の2、第12条の2、第21条の2、第34条の2、第36条の2、第43条の2、第44条の2、第52条の2、第54条の2)</p> <p>(4) 申出に関する調査及び措置(第60条第2項)</p> <p>5 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第53号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 違反事業者等に対する必要な措置の指示(第10条)</p> <p>(2) 違反事業者等に対する業務の全部又は一部の停止命令及び公表(第11条)</p>		<p>指名競争入札の参加者(随意契約による場合にあっては、見積者)の決定</p>
---	--	--

別表第2環境生活部の表県民生活課の項の次に次のように | 加える。

<p>N P O ・ 県 民 活 動 推 進 室</p>	<p>1 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の設立の認証(第10条第1項)</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の受理、公告及び縦覧(第10条第2項)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の仮理事、特別代理人の選任(第17条の3、第17条の4)</p> <p>(4) 特定非営利活動法人の解散の認定(第31条第2項)</p> <p>(5) 特定非営利活動法人の合併の認証(第34条第3項)</p>	<p>1 特定非営利活動促進法に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証(第25条第3項)</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の受理、公告及び縦覧(第25条第5項)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る申請書の經由進達及び事務の引継ぎ(第26条)</p> <p>(4) 特定非営利活動法人の残余財産の国等への譲渡の認証(第32条第2項)</p>	<p>1 特定非営利活動促進法に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定非営利活動法人の設立登記完了届の受理(第13条第2項、第39条第2項)</p> <p>(2) 特定非営利活動法人の役員の変更等の届出の受理(第23条)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人の軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理(第25条第6項)</p> <p>(4) 特定非営利活動法人の事業報告書等、役員名簿等及び定款等の受理(第29条第1項)</p> <p>(5) 特定非営利活動法人の事業報告書等若しくは役員名簿等又は定款の閲</p>
--	--	---	---

<p>(6) 特定非営利活動法人の合併の認証の申請の受理、公告及び縦覧(第34条第5項)</p> <p>(7) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び立入検査(第41条)</p> <p>(8) 特定非営利活動法人に対する改善命令(第42条)</p> <p>(9) 特定非営利活動法人の認証の取消し(第43条)</p> <p>(10) 警視総監又は警察本部長の意見聴取(第43条の2、第12条の2)</p> <p>(11) 警察庁長官又は警察本部長の意見の受理(第43条の3、第12条の2)</p>		<p>覧(第29条第2項)</p> <p>(6) 特定非営利活動法人の解散の届出の受理(第31条第4項)</p> <p>(7) 特定非営利活動法人の清算人就職の届出及び清算終了の届出の受理(第31条の8、第32条の3)</p> <p>2 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年和歌山県条例第32号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しの閲覧(第13条)</p>
---	--	--

別表第2環境生活部の表青少年・男女共同参画課の項部長専決事項の欄1中(6)を(8)とし、同欄1(5)の次に次のように加える。

(6) 出会い喫茶等営業の広告物に対する措置命令(第21条の9第4項)

(7) 出会い喫茶等営業に対する廃止命令(第21条の12)

別表第2環境生活部の表青少年・男女共同参画課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第17号)

に関する次のこと。

(1) 子ども・若者支援調整機関の指定(第21条)

(2) 子ども・若者指定支援機関の指定(第22条)

別表第2環境生活部の表備考中「附置室の室長」を「室長」に改める。

別表第2福祉保健部の表福祉保健総務課の項局長専決事項の欄1(3)中「第45条」を「第39条の3」に改め、同表長寿社会課の項を次のように改める。

<p>長寿社会課</p>	<p>1 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 民間事業者による軽費老人ホームの設置許可(第62条第2項)</p> <p>(2) 軽費老人ホームの許可の取消し等(第72条)</p> <p>2 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可(第15条第4項)</p> <p>(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの改善命令、認可の取消し等(第19条第1項)</p> <p>3 介護保険法(平成9年法律第123号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護支援専門員登録の消除(第69条の6、第69条の39)</p> <p>4 介護支援専門員実務研修受講試験の合否決定に関すること。</p>	<p>1 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 振興局健康福祉部の指導監督(第20条)</p> <p>(2) 軽費老人ホームの設置届の受理(第62条第1項)</p> <p>(3) 老人福祉センター事業開始届の受理(第69条)</p> <p>(4) 軽費老人ホーム、老人福祉センターの検査等(第70条)</p> <p>(5) 軽費老人ホームの改善命令(第71条)</p> <p>2 老人福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム設置届の受理(第15条第3項)</p> <p>(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの変更届の受理(第15条の2第2項)</p> <p>(3) 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所</p>	<p>1 社会福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 軽費老人ホーム事業変更届の受理(第63条第1項)</p> <p>(2) 軽費老人ホーム事業変更許可(第63条第2項)</p> <p>(3) 軽費老人ホーム事業廃止届の受理(第64条)</p> <p>(4) 老人福祉センター事業変更届及び廃止届の受理(第69条第2項)</p> <p>2 老人福祉法に関する次のこと。</p> <p>(1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更届等の受理(第16条第2項)</p> <p>(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの廃止及び定員の変更等の認可(第16条第3項)</p> <p>(3) 有料老人ホームの変更・廃止届等の受理(第29条第2項、第3項)</p> <p>(4) 有料老人ホームの調査等(第29条第7項)</p>
--------------	---	---	--

- |  |  |
|--|--|
| <p>施設又は老人介護支援センターへの検査等の実施(第 18 条第 1 項)</p> <p>(4) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの検査等の実施(第 18 条第 2 項)</p> <p>(5) 老人居宅生活支援事業者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター設置者への改善命令等(第 18 条の 2)</p> <p>(6) 有料老人ホームの設置届の受理(第 29 条第 1 項)</p> <p>(7) 有料老人ホームの改善命令及び公示(第 29 条第 9 項、第 10 項)</p> <p>3 軽費老人ホームのサービス提供費の決定に関する事</p> <p>4 民間法人の独立行政法人福祉医療機構への借入れに対する意見書に関する事</p> <p>5 介護保険法に関する次のこと。</p> <p>(1) 指定市町村事務受託法人の指定(第 24 条の 2)</p> <p>(2) 介護支援専門員の登録(第 69 条の 2)</p> <p>(3) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定(第 69 条の 27)</p> <p>(4) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定(第 69 条の 33)</p> <p>(5) 指定居宅サービス事業者の指定(第 70 条)</p> <p>(6) 指定居宅サービス事業者の特例(第 71 条、第 72 条)</p> <p>(7) 指定居宅サービス事業者に対する勧告及び命令等(第 76 条の 2)</p> <p>(8) 指定居宅サービス事業者の指定の取消し等及び公示(第 77 条、第 78 条)</p> <p>(9) 指定居宅介護支援事業所の指定(第 79 条)</p> <p>(10) 指定居宅介護支援事業所に対する勧告及び命令等(第 83 条の 2)</p> <p>(11) 指定居宅介護支援事業所の指定の取消し等及び公示(第 84 条、第 85 条)</p> | <p>3 介護老人保健施設の開設許可に係る検査に関する事</p> <p>4 介護保険法に関する次のこと。</p> <p>(1) 居宅サービス等を行った者等に対する報告の命令等(第 24 条)</p> <p>(2) 介護支援専門員資格登録簿登録事項の変更(第 69 条の 4)</p> <p>(3) 介護支援専門員証の交付(第 69 条の 7)</p> <p>(4) 介護支援専門員証の有効期間の更新(第 69 条の 8)</p> <p>(5) 特定施設入居者生活介護サービス事業者等の指定に係る市町村に対する通知及び意見聴取(第 70 条)</p> <p>(6) 指定居宅サービス事業者の指定の更新(第 70 条の 2)</p> <p>(7) 指定居宅サービス事業者の変更等の届出の受理(第 75 条)</p> <p>(8) 指定居宅サービス事業者等への連絡調整又は援助(第 75 条の 2)</p> <p>(9) 指定居宅サービス事業者に対する報告の命令等(第 76 条)</p> <p>(10) 指定居宅サービス事業者に係る市町村からの通知の受理(第 76 条の 2、第 77 条)</p> <p>(11) 地域密着型サービス事業者の指定に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告(第 78 条の 2)</p> <p>(12) 指定地域密着型サービス事業者等への連絡調整又は援助(第 78 条の 6)</p> <p>(13) 地域密着型サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出の受理(第 78 条の 11)</p> <p>(14) 地域密着型サービス事業者指定の更新に係る市町村からの事前の届出の受理及び市町村に対する助言又は勧告(第 78 条の 12)</p> <p>(15) 指定居宅介護支援事業所の指定の更新(第 79 条の 2)</p> <p>(16) 指定居宅介護支援事</p> |
|--|--|

- |  |   |
|--|---|
| (12) 指定介護老人福祉施設の指定(第 86 条)                             | 業者の変更等の届出の受理(第 82 条)                            |
| (13) 指定介護老人福祉施設に対する報告の命令等(第 90 条)                      | (17) 指定居宅介護支援事業者への連絡調整又は援助(第 82 条の 2)           |
| (14) 指定介護老人福祉施設に対する勧告及び命令等(第 91 条の 2)                  | (18) 指定居宅介護支援事業者に対する報告の命令等(第 83 条)              |
| (15) 指定介護老人福祉施設の指定の取消し等及び公示(第 92 条、第 93 条)             | (19) 指定居宅介護支援事業者に係る市町村からの通知の受理(第 84 条)          |
| (16) 介護老人保健施設の開設許可(第 94 条)                             | (20) 指定介護老人福祉施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取(第 86 条)      |
| (17) 介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可(第 94 条第 2 項)                 | (21) 指定介護老人福祉施設の指定の更新(第 86 条の 2)                |
| (18) 介護老人保健施設の管理者の承認(第 95 条)                           | (22) 指定介護老人福祉施設の変更等の届出の受理(第 89 条)               |
| (19) 介護老人保健施設に対する報告の命令(第 100 条)                        | (23) 指定介護老人福祉施設の開設者等への連絡調整又は援助(第 89 条の 2)       |
| (20) 介護老人保健施設の設備の使用制限等(第 101 条)                        | (24) 指定介護老人福祉施設に係る市町村からの通知の受理(第 91 条の 2、第 92 条) |
| (21) 介護老人保健施設の管理者の変更命令等(第 102 条)                       | (25) 介護老人保健施設の開設許可に係る関係市町村に対する意見聴取(第 94 条)      |
| (22) 介護老人保健施設に対する業務運営の勧告及び命令等(第 103 条)                 | (26) 介護老人保健施設の開設許可の更新(第 94 条の 2)                |
| (23) 介護老人保健施設の開設許可の取消し等及び公示(第 104 条、第 104 条の 2)        | (27) 介護老人保健施設の変更等の届出の受理(第 99 条)                 |
| (24) 指定介護療養型医療施設の指定(第 107 条)                           | (28) 介護老人保健施設の開設者等への連絡調整又は援助(第 99 条の 2)         |
| (25) 指定介護療養型医療施設の入所定員の変更(第 108 条)                      | (29) 介護老人保健施設に係る市町村からの通知の受理(第 100 条、第 104 条)    |
| (26) 指定介護療養型医療施設に対する報告の命令等(第 112 条)                    | (30) 指定介護療養型医療施設の指定に係る関係市町村に対する意見聴取(第 107 条)    |
| (27) 指定介護療養型医療施設に対する勧告及び命令等(第 113 条の 2)                | (31) 指定介護療養型医療施設の指定の更新(第 107 条の 2)              |
| (28) 指定介護療養型医療施設の指定の取消し等及び公示(第 114 条、第 115 条)          | (32) 指定介護療養型医療施設の変更等の届出の受理(第 111 条)             |
| (29) 指定介護予防サービス事業者の指定(第 115 条の 2)                      | (33) 指定介護予防サービス事業者の変更等の届出の受理(第 115 条の 5)        |
| (30) 指定介護予防サービス事業者に対する勧告及び命令等(第 115 条の 8)              | (34) 指定介護予防サービス事業者等への連絡調整                       |
| (31) 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等及び公示(第 115 条の 9、第 115 条の 10) |   |
| (32) 介護サービス事業者   |   |

	<p>に対する勧告及び命令等(第 115 条の 34)</p> <p>(33) 介護サービス事業者に対する報告の命令等(第 115 条の 35)</p> <p>(34) 指定居宅サービス事業者等の指定等の取消し又は効力の停止(第 115 条の 35)</p> <p>(35) 指定調査機関の指定(第 115 条の 36)</p> <p>(36) 指定調査機関に対する報告の命令等(第 115 条の 40)</p> <p>(37) 指定調査機関の業務の休廃止等の許可(第 115 条の 41)</p> <p>(38) 指定情報公表センターの指定(第 115 条の 42)</p> <p>(39) 指定情報公表センターに対する報告の命令等(第 115 条の 42)</p> <p>6 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護員養成研修事業者の指定(第 3 条)</p> <p>(2) 福祉用具専門相談員指定講習を行う者の指定(第 3 条の 2)</p> <p>(3) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定の取消し(第 35 条の 9 第 2 項)</p> <p>(4) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定の取消し(第 35 条の 10 第 2 項)</p> <p>(5) 調査員名簿からの調査員の消除(第 37 条の 7 第 3 項)</p> <p>(6) 調査員養成研修を行う者の指定(第 37 条の 7 第 4 項)</p> <p>(7) 調査員養成研修を行う者の指定の取消し(第 37 条の 7 第 5 項)</p> <p>(8) 指定調査機関の指定の取消し(第 37 条の 10 第 1 項)</p> <p>(9) 指定情報公表センターの指定の取消し(第 37 条の 11)</p>	<p>又は援助(第 115 条の 6)</p> <p>(35) 指定介護予防サービス事業者に対する報告の命令等(第 115 条の 7)</p> <p>(36) 指定介護予防サービス事業者に係る市町村からの通知の受理(第 115 条の 8、第 115 条の 9、第 104 条)</p> <p>(37) 指定介護予防サービス事業の指定の更新(第 115 条の 11)</p> <p>(38) 指定介護予防サービス事業者の特例(第 115 条の 11)</p> <p>(39) 指定地域密着型介護予防サービス事業者等への連絡調整又は援助(第 115 条の 16)</p> <p>(40) 地域密着型介護予防サービス事業者の指定、変更及び指定の取消し等に係る市町村からの届出の受理(第 115 条の 20)</p> <p>(41) 指定介護予防支援事業者等への連絡調整又は援助(第 115 条の 26)</p> <p>(42) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理(第 115 条の 32)</p> <p>(43) 介護サービス事業者に対する報告の命令等(第 115 条の 33)</p> <p>5 介護保険法施行令に関する次のこと。</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修受講試験事務を実施する法人の指定の取消しの公示(第 35 条の 9 第 3 項)</p> <p>(2) 介護支援専門員実務研修及び更新研修実施機関の指定の取消しの公示(第 35 条の 10 第 3 項)</p> <p>(3) 指定調査機関の指定の公示等(第 37 条の 4)</p> <p>(4) 調査事務規程の認同等(第 37 条の 6)</p> <p>(5) 調査員登録証明書の作成交付(第 37 条の 7 第 2 項)</p> <p>(6) 調査員養成研修を行う者の指定の取消しの公示(第 37 条の 7 第 6 項)</p> <p>(7) 指定調査機関の業務の休廃止の許可の公示(第 37 条の 9)</p> <p>(8) 指定調査機関の指定の取消し等の公示(第 37</p>
--	--	--

			<p>条の 10 第 2 項)                  (9) 指定情報公表センターの指定の公示等(第 37 条の 11)                  (10) 情報公表事務規程の認可等(第 37 条の 11)                  (11) 指定情報公表センターの業務の休廃止の許可の公示(第 37 条の 11)                  (12) 指定情報公表センターの指定の取消し等の公示(第 37 条の 11)                  6 介護支援専門員の研修に関すること。                  7 介護員養成研修事業の指定に関すること。                  8 福祉用具専門相談員指定講習の指定に関すること。                  9 認知症介護実践者等研修に関すること。                  10 地域密着型サービスの事業所に係る外部評価機関に関すること。                  11 介護職員処遇改善交付金に関すること。</p>
--	--	--	---

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。

(8) 自立支援医療費受給者証（精神障害者に係るものに限る。）の交付に関する処分についての行政不服審査法の規定による異議申立に関すること。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄5(2)中「入院措置」の次に「（和歌山市の区域におけるものに限る。）」を加え、同欄(3)中「緊急入院措置」の次に「（和歌山市の区域におけるものに限る。）」を加え、同欄5(5)を次のように改める。

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する処分についての行政不服審査法の規定による異議申立に関すること。

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

(5) 自立支援医療費等の額の決定（第73条第1項）

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄4(4)中「通知」の次に「（和歌山市の区域におけるものに限る。）」を加え、同欄4(5)中「聴取」の次に「（和歌山市の区域におけるものに限る。）」を加え、同欄4(9)を削

り、同欄4中(10)を(9)とし、同欄4(11)を削る。

別表第2商工観光労働部の表償還指導室の項局長専決事項の欄1中「昭和54年」を「昭和45年」に改め、同項課長専決事項の欄4中「大正11年法律第71号」を「平成16年法律第75号」に改め、同欄4(1)中「第228条」を「第111条」に改め、同欄5中「昭和27年法律第172号」を「平成14年法律第154号」に改め、同欄5(1)中「更生債権」を「更生債権等」に、「第125条」を「第138条」に改め、同欄5(2)を削り、同表商工振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

10 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する次のこと。

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更の承認
- (2) 取得財産処分の承認
- (3) 交付金の額の確定

別表第2商工観光労働部の表産業振興課の項課名の欄中「産業振興課」を「企業振興課」に改め、同表企業立地課の項局長専決事項の欄1を削り、同項課長専決事項の欄3を削り、同表備考中「附置室の室長」を「室長」に改める。

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項の次に次のように加える。

<p>工事 検査 室</p>			<p>1 和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する次のこと。                  (1) 検査要求書(日高振興局、西牟婁振興局及び東</p>
------------------------	--	--	--

		<p>牟婁振興局管内で施行される工事に係るものを除く。)の受理(第9条)</p> <p>(2) 検査結果の復命の受理(第11条第1項)</p> <p>2 農地法(昭和27年法律第229号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 農林水産大臣が管理している土地等の管理(維持保存に限る。)に関すること。</p>
<p>別表第2農林水産部の表農業農村整備課の項部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>1 県営土地改良事業により取得した土地改良財産の譲与に関すること。</p> <p>別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>17 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 勧告に係る措置命令(第5条第2項)</p> <p>別表第2農林水産部の表林業振興課の項部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>1 森林法に関する次のこと。</p> <p>(1) 地域森林計画の樹立(第5条の1)</p> <p>別表第2農林水産部の表林業振興課の項局長専決事項に次のように加える。</p> <p>12 山村等振興対策関係事業の計画認定及び変更承認に関すること。</p> <p>13 森林・林業・木材産業づくり交付金事業の計画変更の承認に関すること。</p> <p>14 特用林産振興対策関係事業の事業計画の認定に関すること。</p> <p>15 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和41年法律第126号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 入会林野整備計画の適否の審査及び公告(第6条)</p> <p>(2) 入会林野整備計画の認可及び公告(第11条)</p> <p>16 農林漁業経営改善資金の認定目標額の配分に関すること。</p> <p>17 林道等整備事業補助金交付要綱に関する次のこと。</p> <p>(1) 事業計画の承認及び内定(第5条)</p> <p>(2) 申請事項の変更承認(第7条第1号)</p> <p>(3) 取得財産の処分承認(第7条第4号)</p> <p>18 農林水産施設災害復旧事業補助金交付要綱に関する次のこと。</p> <p>(1) 事業計画の承認及び内定(第5条)</p> <p>(2) 申請事項の変更承認(第9条)</p> <p>19 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)に</p>	<p>関する次のこと。</p> <p>(1) 農林業等活性化基盤整備計画の協議(第4条第6項)</p> <p>20 特定農山村総合支援事業実施市町村の指定に関すること。</p> <p>21 林道網整備計画の策定に関すること。</p> <p>22 補助林道事業の路線別実施計画の策定に関すること。</p> <p>23 林道施設災害復旧事業残事業の調査に関すること。</p> <p>別表第2農林水産部の表林業振興課の項課長専決事項の欄10を次のように改める。</p> <p>10 森林・林業・木材産業づくり交付金に係る標準単価の決定に関すること。</p> <p>別表第2農林水産部の表森林整備課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。</p> <p>1 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関する次のこと(森林整備に関するものに限る。)</p> <p>(1) 入札参加資格の決定及び取消し</p> <p>(2) 入札参加資格の停止、解除及び警告</p> <p>別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄6中(1)を(2)とし、(2)の前に次のように加える。</p> <p>(1) 講習会の開催及び終了証明書の交付(第11条)</p> <p>別表第2農林水産部の表森林整備課の項課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>16 紀の国森づくり基金に関すること。</p> <p>別表第2農林水産部の表山村整備課の項を削り、同表水産振興課の項局長専決事項の欄1を次のように改める。</p> <p>1 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 水産業協同組合の信用事業規程の認可(第11条の4第1項、第92条第1項、第96条第1項、第100条第1項)</p> <p>(2) 水産業協同組合の共済規程の認可(第15条の2第1項、第96条第1項)</p> <p>(3) 一時役員の職務を行うべき者の選任又は総会の招集(第43条、第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項、第100条第3項)</p> <p>(4) 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の定款変更の認可(第92条第3項、第100条第3項)</p> <p>(5) 水産業協同組合の業務内容に関する報告の徴収</p>	

<p>(第122条)</p> <p>(6) 水産業協同組合の業務又は会計に関する監督上必要な措置命令（第123条の2）</p> <p>(7) 水産業協同組合の業務又は会計の法令等の違反に対する措置命令（第124条）</p> <p>別表第2農林水産部の表水産振興課の項局長専決事項の欄4を次のように改める。</p> <p>4 水産金融制度資金に関する次のこと。</p> <p>(1) 利子補給の承認並びに承認の変更及び取消し</p> <p>(2) 貸付金利及び利子補給率の決定</p> <p>別表第2農林水産部の表水産振興課の項局長専決事項の欄中8を12とし、5から7までを9から11までとし、同欄4の次に次のように加える。</p> <p>5 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 改善計画の認定（第4条第3項）</p> <p>(2) 改善計画の実施状況について必要な報告の徴収（第15条第1項）</p> <p>6 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和51年政令第132号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 改善計画の変更の認定（第3条第2項）</p> <p>(2) 認定の取消し（第3条第3項）</p> <p>7 和歌山県漁業経営維持安定資金実施要領に規定する漁業経営再建計画（変更を含む。）の認定及び取消しに關すること。</p> <p>8 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 貸付金の全部又は一部の償還請求（第9条）</p> <p>別表第2農林水産部の表備考中「附置室の室長」を「室長」に改める。</p> <p>別表第2県土整備部の表技術調査課の項部長専決事項の欄1を次のように改める。</p> <p>1 建設工事等の入札参加資格審査に関する次のこと。</p> <p>(1) 入札参加資格の認定及び取消し</p> <p>(2) 入札参加資格の停止、解除及び警告</p>	<p>(3) 入札参加資格に係る基準の制定及び改廃</p> <p>(4) 建設工事等の発注基準の制定及び改廃</p> <p>別表第2県土整備部の表技術調査課の項局長専決事項の欄1中（8）を（9）とし、（7）を（8）とし、同欄1（6）中「禁止命令」を「禁止」に改め、同欄1中（6）を（7）とし、（3）から（5）までを（4）から（6）までとし、同欄1（2）の次に次のように加える。</p> <p>(3) 指示及び営業の停止（第28条）</p> <p>別表第2県土整備部の表技術調査課の項局長専決事項の欄1に次のように加える。</p> <p>(10) 建設業者の不正行為等に対する監督処分基準の制定及び改廃</p> <p>別表第2県土整備部の表技術調査課の項課長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>3 建設工事等の入札参加資格審査に関する次のこと。</p> <p>(1) 入札参加資格の認定（承継及び再認定に限る。）</p> <p>(2) 建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札において付す条件である和歌山県内の支店及び営業所の登録及び取消し</p> <p>4 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託に係る確認（第5条）</p> <p>(2) 住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しの承認（第9条第2項）</p> <p>別表第2県土整備部の表事業進行課の項課名の欄中「事業進行課」を「用地対策課」に改め、同表道路建設課の項部長専決事項の欄に次のように加える。</p> <p>1 県営土地改良事業により取得した土地改良財産の譲与に關すること。</p> <p>別表第2県土整備部の表河川課の項課長専決事項の欄3中（1）を（2）とし、（2）の前に次のように加える。</p> <p>(1) 業務主任者試験の実施等（第15条第1項）</p> <p>別表第2県土整備部の表都市政策課の項を次のように改める。</p>
---	---

<p>都市政策課</p>	<p>1 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率の指定(第 52 条第 1 項第 6 号)</p> <p>(2) 用途地域の指定のない区域内の建築物の建ぺい率の指定(第 53 条第 1 項第 6 号)</p> <p>(3) 用途地域の指定のない区域内の建築物の高さの制限の指定(第 56 条第</p>	<p>1 建築基準法に関する次のこと。</p> <p>(1) 道路位置の指定(第 42 条第 1 項第 5 号)</p> <p>2 都市計画法に関する次のこと。</p> <p>(1) 開発許可工事の変更の許可(第 35 条の 2 第 1 項)</p> <p>(2) 開発許可工事の変更届の受理(第 35 条の 2 第 3 項)</p> <p>(3) 工事完了検査済証の交付及び公告(第 36 条第</p>
--------------	--	--

	<p>1 項第 2 号ニ)</p> <p>2 都市計画法に関する次のこと。</p> <p>(1) 都市計画区域に係る都市計画(都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第 13 条及び第 15 条で定める簡易なものに限る。)の決定(変更を含む。)に関すること。(第 18 条第 3 項、第 21 条第 2 項)</p> <p>(2) 都市計画区域について都市計画を決定しようとするときの協議及び同意に関すること。(第 19 条第 3 項)</p> <p>(3) 都市計画を定める場合の管理者協議及び都市計画法施行令第 17 条で定める者の協議(第 23 条第 6 項)</p> <p>(4) 開発規模が 10,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満の開発行為の許可又は協議(第 29 条、第 34 条の 2)</p> <p>(5) 都市計画事業の認可等の告示(第 62 条第 1 項)</p> <p>(6) 事業計画の変更認可(第 63 条)</p> <p>3 被災宅地危険度判定制度に関すること。</p> <p>4 和歌山県屋外広告物条例施行規則(昭和 59 年和歌山県規則第 85 号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 屋外広告業登録済証の交付(第 17 条)</p> <p>5 景観法(平成 16 年法律第 110 号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 計画提案を踏まえた計画案の作成及び都市計画審議会への付議(第 12 条、第 13 条)</p> <p>(2) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等を行わない場合の通知及び都市計画審議会への諮問(第 14 条)</p> <p>(3) 景観協議会の設置(第 15 条第 1 項)</p> <p>(4) 変更命令等(第 17 条)</p> <p>(5) 景観重要建造物の指定等(第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条)</p> <p>(6) 景観重要樹木の指定等(第 28 条、第 29 条、</p>	<p>2 項、第 3 項)</p> <p>(4) 開発許可を受けた開発区域の建築制限の緩和(第 37 条)</p> <p>(5) 建築物の敷地面積に対する建築面積の割合等の指定及び建築物の建ぺい率等の指定並びに建築物の敷地、構造及び設備に関する制限が定められた土地の区域における建築物の建築の許可(第 41 条)</p> <p>(6) 予定建築物等以外の建築物等の建築等の許可(第 42 条第 1 項)</p> <p>(7) 地位の承継の承認(第 45 条)</p> <p>(8) 報告、勧告、助言(第 80 条)</p> <p>3 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和 45 年和歌山県条例第 22 号)に関する次のこと。</p> <p>(1) 建築物等の新築、改築、増築又は移転の許可及び協議(第 1 種又は第 2 種風致地区内における第 5 条第 1 項のただし書を適用するものは除く。)(第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 項)</p> <p>(2) 土地の形質変更、木竹の伐採、土石類の採取、水面の埋立て等のうち面積が 3,000 平方メートル未満のもの(第 2 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで、第 3 項)</p> <p>(3) 建築物等の色彩の変更の許可及び協議(第 2 条第 1 項第 6 号、第 3 項)</p> <p>(4) 第 5 条第 1 項第 1 号ウ本文の規定を適用する建築物等の新築の許可及び協議(第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 項)</p> <p>(5) 違法建築物に対する工事停止命令等(第 6 条第 1 項)</p> <p>4 景観法に関する次のこと</p> <p>((1)の届出及び(2)については、海南市及び海草郡の区域内における景観法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の行為に係るものに限る。))。</p>
--	--	---

	<p>第 30 条、第 31 条、第 32 条、第 34 条、第 35 条)                  (7) 管理協定の締結及び公告(第 36 条、第 37 条)                  (8) 管理協定の認可及び公告(第 38 条、第 39 条)                  (9) 準景観地区の同意 (第 74 条第 4 項)                  (10) 景観協定の認可及び公告(第 82 条、第 83 条)                  (11) 景観協定の廃止の認可及び公告(第 88 条)                  (12) 景観整備機構の指定 (第 92 条)                  6 和歌山県景観条例 (平成 20 年和歌山県条例第 21 号)に関する次のこと。                  (1) 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の通知に関する景観審議会への諮問(第 7 条)                  (2) 和歌山県景観資源の登録及び景観審議会への諮問(第 10 条)                  (3) 変更命令等に関する景観審議会への諮問(第 16 条)                  7 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)に関する次のこと。                  (1) 設計の概要の変更認可(第 55 条第 12 項)                  8 都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)に関する次のこと。                  (1) 公園施設の設置又は管理の許可(第 5 条第 2 項)                  (2) 兼用工作物の管理の協議内容の公示(第 5 条の 2 第 2 項)                  (3) 許可の取消し等の監督処分(第 11 条)                  9 都市再開発法 (昭和 44 年法律第 38 号) に関する次のこと。                  (1) 規約又は事業計画の変更認可 (第 7 条の 16 第 1 項)                  (2) 組合の理事長の氏名等の公告 (第 28 条第 2 項)                  (3) 定款又は事業計画の変更認可 (第 38 条第 1 項)                  (4) 権利変換計画の変更認可 (第 72 条第 4 項)                  (5) 審査委員の承認 (第 7 条の 19 第 1 項)                  (6) 特定建築者の承認 (第 99 条の 3 第 3 項)</p>	<p>(1) 届出及び勧告等(第 16 条)                  (2) 行為の着手の制限期間の短縮(第 18 条第 2 項)                  (3) 報告の徴収(第 45 条)                  5 和歌山県景観条例に関する次のこと。                  (1) 公表及び景観審議会への諮問(第 15 条)                  (2) 勧告に関する景観審議会への諮問(第 15 条)                  6 土地区画整理事業に係る滞納処分に関すること。                  7 和歌山県都市公園条例(昭和 34 年和歌山県条例第 32 号)に関する次のこと。                  (1) 都市公園の利用の禁止又は制限(第 7 条)                  (2) 有料公園施設の供用日及び供用時間の変更 (第 20 条)                  8 県民水泳場設置及び管理条例(昭和 41 年和歌山県条例第 23 号)に関する次のこと。                  (1) 供用日及び供用時間の変更(第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項)                  9 和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例(昭和 36 年和歌山県条例第 10 号)に関する次のこと。                  (1) 供用日及び供用時間の変更(第 8 条第 2 項、第 9 条第 2 項)                  10 和歌山県立橋本体育館設置及び管理条例 (平成 11 年和歌山県条例第 17 号) に関する次のこと。                  (1) 供用日及び供用時間の変更(第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項)</p>
--	--	--

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄1(11)中「構造計算適合性判定期間」を「構造計算適合性判定機関」に改め、同欄5(2)中「第75条第5項」を「第75条第6項、第75条の2第4項」に改め、同欄5中(2)を(4)とし、同欄5(1)の次に次のように加える。

- (2) 特定建築物の届出に係る変更の命令(第75条第4項)
- (3) 特定建築物の届出に係る変更の勧告(第75条の2第2項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄6(2)中「(第75条第1項、第2項)」を「(ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。)(第75条第1項、第2項、第75条の2第1項)」に改め、同欄6(3)中「第75条第4項」を「第75条第5項、第75条の2第3項」に改め、同欄中23を24とし、16から22までを17から23までとし、15の次に次のように加える。

16 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)に関する次のこと( (1) 以外については、海南市及び海草郡の区域内の建築物に係るものに限る。 )。

- (1) 長期優良住宅建築等の認定(ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。)(第6条第1項、第3項、第7条)
- (2) 長期優良住宅建築等計画の変更の認定(第8条第2項、第9条第2項)
- (3) 長期優良住宅建築等計画の地位の承継の承認(第10条第1項)
- (4) 認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告(第12条)
- (5) 改善命令(第13条第1項、第2項)
- (6) 計画の認定の取消し(第14条第1項、第2項)

別表第2県土整備部の表公共建築課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

3 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に関する次のこと。

- (1) 住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託に係る確認(第13条)
- (2) 住宅販売瑕疵担保保証金の取戻しの承認(第16条)

別表第2出納局の表を次のように改める。

9 会計局

課名	部長専決事項	局長専決事項	課長専決事項
会計課	1 地方自治法に関する次のこと。 (1) 金融機関の指定内容の変更(第235条) (2) 指定金融機関等の取扱店舗の指定及び取扱店舗の指定内容の変更(第235条) (3) 指定金融機関との間で締結される公金取扱事務等の契約(指定契約を除く。)(第235条) 2 和歌山県会計職員に関する規則に関する次のこと。 (1) かいの出納員(臨時)の任免(第5条第4項) 3 和歌山県財務規則の運用について(依命通達)に関する次のこと。 (1) 出納員及び収納員(税外収入分)身分証明書を亡失した場合の措置 4 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第140条及び国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第6条の規定に基づく知事の同意等に関すること。		1 和歌山県会計職員に関する規則に関する次のこと。 (1) 収納員(税外収入分)の任免(第6条第2項)
総	1 集中調達物品の購入等に	1 和歌山県物品管理等事務	1 職員の扶養親族の認定に

<p>務事務集中課</p>	<p>係る入札参加資格の決定に関する次のこと。                  (1) 入札参加資格の決定及び取消し                  (2) 入札参加資格の停止、解除及び警告                  2 役務の提供等の契約に係る入札参加資格の決定に関する次のこと(庁舎管理、情報処理及び森林整備に関するものを除く。)                  (1) 入札参加資格の決定及び取消し                  (2) 入札参加資格の停止、解除及び警告</p>	<p>規程(昭和39年和歌山県訓令第20号)に関する次のこと。                  (1) 物品を亡失又は損傷した場合の措置(第28条第2項、第3項)                  (2) 重要物品の用途廃止の承認(第29条の2第2項)                  2 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。                  (1) 集中調達物品の単価契約(第4条)                  (2) 1件の調達予定額が7,000万円未満である集中調達物品の入札事務の処理(1件の調達予定額が1,000万円以上のものに係る指名競争入札の参加者(随意契約にあつては見積者)の決定を除く。)(第6条)</p>	<p>関すること。                  2 職員の通勤手当の確認及び決定に関すること。                  3 職員の住居手当の確認及び決定に関すること。                  4 職員の単身赴任手当の確認及び決定に関すること。                  5 物品の出納通知に関すること。                  6 物品の管理換えに関すること。                  7 和歌山県物品調達事務規程に関する次のこと。                  (1) 1件の調達予定額が500万円(交際費、食糧費を除く必要費又は役務費にあつては1,000万円)未満である集中調達物品の入札事務の処理(第6条)                  (2) 集中調達物品の発注事務の処理(第7条第2項)</p>
---------------	---	---	---

別表第3中「内室の室長及び班長」を「班長」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第2環境生活部の表自然環境室の項の改正規定(同項部長専決事項の欄2及び課長専決事項の欄3を改める部分に限る。)は、平成22年7月1日から施行する。

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令  
 地方機関事務決裁規程(昭和63年和歌山県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び農林水産総合技術センター」を「、農林水産総合技術センター及び農業大学校」に改める。

第4条中「総務室長及び各部長、総務室副室長」を「各部長」に、「及び農林水産総合技術センターに設置する機関の長」を「、農林水産総合技術センターに設置する機関の長及び農林水産総合技術センターの分室事務長」に改め、「別表第5に掲げる事項について」の次に「、農業大学校長及び農業大学校就農支援センター所長は別表第6に掲げる事項について」を加える。

第8条第1項の表世界遺産センターの部を削り、同表産業技術専門学院の部の次に次のように加える。

和歌山県訓令第7号

庁 中 一 般  
 各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

世界遺産センター	事務長	事務長の指定する職員	
----------	-----	------------	--

第8条第1項の表農林水産総合技術センターの部及び農業大学校の部を次のように改める。

農林水産総合技術センター	所長	次長	主務部長
	設置する機関の長	副場長又は副所長	
	事務長	事務長の指定する職員	
農業大学校	校長及び所長	副校長及び次長	主務部長

別表第2世界遺産センター事務長の項及びふるさと定住センター所長の項を削り、同表保健所長の項専決事項の欄に次のように加える。

4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に関する次のこと。

(1) 精神障害者の入院措置(第29条)

(2) 精神障害者の緊急入院措置(第29条の2)

(3) 緊急措置入院者に係る入院措置を採らない旨の通知(第29条の3)

(4) 措置入院者の入院措置の解除及び意見の聴取(第29条の4)

5 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処

<p>理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 市町村長の意見の聴取（第21条）</p> <p>(2) 水質検査を行うことができないことの承認（第30条第1項）</p> <p>別表第2精神保健福祉センター所長の項専決事項の欄1を次のように改める。</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。</p>	<p>(1) 退院等の請求による和歌山県精神医療審査会に対する審査請求（第38条の5第1項）</p> <p>(2) 退院等の請求の審査結果に基づく退院命令等（第38条の5第5項、第6項）</p> <p>(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付（第45条）</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳の返還命令（第45条の2第3項）</p> <p>別表第2産業技術専門学院長の項の次に次のように加える。</p>
<p>世界遺産センター事務長</p>	<p>1 世界遺産の適正な保存管理及び活用に関すること。</p> <p>2 世界遺産に関連した団体活動の支援に関すること。</p> <p>3 世界遺産に対する知識の普及啓発及び学術研究活動に関すること。</p> <p>4 世界遺産に関する情報発信に関すること。</p> <p>5 世界遺産センターの教育啓発の展示に伴う管理運営に関すること。</p>
<p>別表第2就農支援センター所長の項を削り、同表和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄6を次のように改める。</p> <p>6 和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する次のこと。</p> <p>(1) 検査要求書の受理（第9条）</p> <p>(2) 検査結果の復命の受理（第11条）</p> <p>(3) 修補指示報告書及び修補完了報告書の受理並びに修補通知（第12条）</p> <p>別表第2南紀白浜空港管理事務所長の項専決事項の欄6を次のように改める。</p> <p>6 和歌山県工事検査規程に関する次のこと。</p> <p>(1) 検査要求書の受理（第9条）</p> <p>(2) 検査結果の復命の受理（第11条）</p> <p>(3) 修補指示報告書及び修補完了報告書の受理並びに修補通知（第12条）</p> <p>別表第2新宮保健所申本支所長の項専決事項の欄中4を6とし、同欄3の次に次のように加える。</p> <p>4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する次のこと。</p> <p>(1) 精神障害者の入院措置（第29条）</p> <p>(2) 精神障害者の緊急入院措置（第29条の2）</p> <p>(3) 緊急措置入院者に係る入院措置を採らない旨の通知（第29条の3）</p> <p>(4) 措置入院者の入院措置の解除及び意見の聴取（第29条の4）</p> <p>5 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例に関する次のこと。</p> <p>(1) 市町村長の意見の聴取（第21条）</p> <p>(2) 水質検査を行うことができないことの承認（第30条第1項）</p> <p>別表第3第1号の表部長の項専決事項の欄20中「総務企画</p>	<p>室又は」を削り、同欄26（2）中「第11条第1項」を「第11条」に改め、同欄26に次のように加える。</p> <p>(3) 修補指示報告書及び修補完了報告書の受理並びに修補通知（第12条）</p> <p>別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄8（1）中「第252条の17の11」を「第252条の17の9」に改め、同欄中11から14までを削り、15を11とし、16から50までを12から46までとし、同欄51中（14）から（16）までを削り、（17）を（14）とし、（18）から（21）までを（15）から（18）までとし、同欄51を同欄47とし、同欄中52を48とし、53から64までを49から60までとし、同欄65中「木の国森林づくり事業」の次に「及び間伐・里山再生加速化事業」を加え、同欄65を同欄61とし、同欄66を同欄62とし、同欄67中（5）を削り、（6）を（5）とし、（7）から（12）までを（6）から（11）までとし、同欄67を同欄63とし、同欄中68を64とし、69から72までを65から68までとし、73を削り、74を69とし、75から80までを70から75までとし、同欄81中「山村整備課」を「林業振興課」に改め、同欄81を同欄76とし、同欄82中「山村整備課」を「林業振興課」に改め、同欄82を同欄77とし、同欄83中「山村整備課」を「林業振興課」に改め、同欄83を同欄78とし、同欄84中「山村整備課」を「林業振興課」に改め、同欄中84を79とし、85から102までを80から97までとし、103を削り、104を98とし、105から107までを99から101までとし、同欄に次のように加える。</p> <p>102 企画部地域振興局過疎対策課の所掌に係る事業の検査に関すること。</p> <p>別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3から12までを2から11までとし、同欄13に次のように加える。</p> <p>(8) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する</p>

る書類の届出の受理（第115条の32）

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄13を同欄12とし、同欄12の次に次のように加える。

13 介護職員処遇改善交付金に関すること。

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄中15を削り、16を15とし、17から19までを16から18までとし、同欄20（1）中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同欄20（2）中「第13条第3項第2号」を「第20条第3項第2号」に改め、同欄20（3）中「第13条第3項第3号」を「第20条第3項第4号」に改め、同欄20（4）中「第13条第3項第6号」を「第20条第3項第7号」に改め、同欄20（5）中「第13条第3項第9号」を「第20条第3項第10号」に改め、同欄20（6）中「第13条第3項第10号」を「第20条第3項第11号」に改め、同欄20（7）中「第13条第3項第12号」を「第20条第3項第15号」に改め、同欄20（8）中「第13条第3項第14号」を「第20条第3項第17号」に改め、同欄20（9）中「第17条第3項各号」を「第20条第3項各号」に、「第13条第7項」を「第20条第7項」に改め、同欄20（10）中「家畜の放牧」の次に「（自然公園法第20条第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）」を加え、「第13条第8項」を「第20条第8項」改め、同欄20（11）中「第26条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に改め、同欄20（12）中「第26条第1項第3号」を「第33条第1項第3号」に改め、同欄20（13）中「第26条第1項第4号」を「第33条第1項第4号」に改め、同欄20（14）中「第26条第1項第5号」を「第33条第1項第5号」に改め、同欄20（15）中「第26条第1項第6号」を「第33条第1項第6号」に改め、同欄20（16）中「海中公園地区」を「海域公園地区」に、「第26条第1項第7号」を「第33条第1項第7号」に改め、同欄20を同欄19とし、同欄21（1）中「第13条第3項第1号」を「第20条第3項第1号」に改め、同欄21（2）中「第13条第3項第2号」を「第20条第3項第2号」に改め、同欄21（3）中「第13条第3項第3号」を「第20条第3項第4号」に改め、同欄21（4）中「第13条第3項第5号」を「第20条第3項第6号」に改め、同欄21（5）中「第13条第3項第7号」を「第20条第3項第9号」に改め、同欄21（6）中「第13条第3項第8号」を「第20条第3項第10号」に改め、同欄21（7）中「第13条第3項第9号」を「第20条第3項第14号」に改め、同欄21（8）中「第13条第3項第10号」を「第20条第3項第15号」に改め、同欄21（9）中「第13条第3項各号」を「第20条第3項各号」に、「第13条第6項」を「第20条第6項」に改め、同欄21（10）中「家畜の放牧」の次に「（和歌山県自然公園条例第20条第3項第11号又は第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）」を加え、「第13条第7項」を「第20条第7項」改め、同欄20（11）中「第15条第1項第1号」を「第22条第1項第1号」に改め、同欄20（12）中「第15条第1項第3号」を「第22条第1項第3号」に改め、同欄20（13）中「第15条第1項第4号」を

「第22条第1項第4号」に改め、同欄20（14）中「第15条第1項第5号」を「第22条第1項第5号」に改め、同欄20（15）中「第15条第1項第6号」を「第22条第1項第6号」に改め、同欄21を同欄20とし、同欄中22から28までを21から27までとし、同欄に次のように加える。

28 地球温暖化対策に係る市町村等への補助事業の検査（事務検査及び委託業務検査）に関すること。

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄23（1）イを削り、同欄中45から47までを削り、44を45とし、33から43までを34から44までとし、同欄32の次に次のように加える。

33 和歌山県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成20年和歌山県条例第22号）に関する次のこと。

- （1）重点調整区域内のプレジャーボート所有者の届出の受理及び届出済証の交付（第9条、第10条、第11条）
- （2）重点調整区域内の放置に対する指導等（第14条）
- （3）公表（第15条）
- （4）所有者が不明の場合の措置（第16条）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄中48を46とし、49から53までを47から51までとし、54を削り、55を52とし、56から60までを53から57までとし、同欄57の次に次のように加える。

58 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に関する次の事項（海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。）

- （1）建築物に係る指導及び助言（第74条第1項）
- （2）特定建築物に係る届出の受理（ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。）（第75条第1項、第75条の2第1項）

59 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関する次の事項（海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。）

- （1）長期優良住宅建築等の認定（ただし、昭和57年和歌山県告示第857号の区分に準ずる。）（第6条第1項、第3項、第7条）
- （2）長期優良住宅建築等計画の変更の認定（第8条第2項、第9条第2項）
- （3）長期優良住宅建築等計画の地位の承継の承認（第10条第1項）
- （4）認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況についての報告（第12条）
- （5）改善命令（第13条第1項、第2項）
- （6）計画の認定の取消し（第14条第1項及び第2項）

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄61を同欄60とする。

別表第3第2号の表東牟婁振興局串本建設部長の項専決事

項の欄3を削り、同表東牟婁振興局申本建設部総務管理課長の項を削る。

別表第5中「及び試験研究機関の長」を「、試験研究機関の長及び分室事務長」に改め、同表農林水産総合技術センター所長の項専決事項の欄1中「試験研究機関」の次に「及び分室」を加え、同欄に次のように加える。

4 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭

和30年法律第179号）の規定に基づく補助金等の交付の申請及び補助事業等の遂行状況及び実績の報告等に関すること。

別表第5試験研究機関の長の項専決事項の欄中「欄5」を「欄6」に改め、同表農業試験場長の項の次に次のように加える。

農業試験場暖地園芸センター所長

1 各種試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関すること。

別表第5果樹試験場うめ研究所の項専決者の欄中「うめ研究所」を「うめ研究所長」に改め、同表暖地園芸センター

所長の項を削り、同表に次のように加える。

分室事務長

1 別表第1専決事項の欄中1から8まで及び13から27までに掲げる事項（分室に属する職員及び事務に係るものに限る。）

別表第5備考中「農業試験場」の次に「、農業試験場暖地園芸センター」を加え、「暖地園芸センター」を削る。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第4条関係） 農業大学校長及び就農支援センター所長個別専決事項

専 決 者	専 決 事 項
農業大学校長	1 別表第1専決事項の欄に掲げる事項（就農支援センターに属する職員及び事務に係るものを除く。）
就農支援センター所長	1 別表第1専決事項の欄に掲げる事項（就農支援センターに属する職員及び事務に係るものに限る。） 2 研修計画に関すること（就農支援センターに属する職員及び事務に係るものに限る。） 3 研修生の受入れに関すること（就農支援センターに属する職員及び事務に係るものに限る。） 4 新規就農のための活動に関すること（就農支援センターに属する職員及び事務に係るものに限る。）

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第3健康福祉部長の項専決事項の欄21の改正規定（同欄21を同欄20とする部分を除く。）は、平成22年7月1日から施行する。

（専決）

第2条 農林水産総務課工事検査室分室長（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第211条第3項に定める農林水産総務課工事検査室分室長をいう。）は、別表に掲げる事項について、その所掌する事務を専決することができる。

（専決の制限）

第3条 この規程に定めるところにより農林水産総務課工事検査室分室長において専決できる事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農林水産総務課工事検査室分室長の事務決裁等の特別取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、農林水産総務課工事検査室分室長の所掌する事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
  - (2) 他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの
  - (3) 疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じるおそれのあるもの
  - (4) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの
- （農林水産総務課工事検査室分室長代決者）

第4条 農林水産総務課工事検査室分室長が専決できる事項について、農林水産総務課工事検査室分室長が不在のときは、農林水産総務課工事検査室分室長があらかじめ指定した職員がその事項を代決することができる。  
（代決の原則）

第5条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事項又は新規に計画する事項については、代

決することができない。

2 代決した事項については、その後、農林水産総務課工事検査室分室長の後関を受け、又は農林水産総務課工事検査室分室長に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専決事項
1 和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に関する検査要求書（日高振興局、西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事に限る。）の受理（第9条）
2 農林水産総務課工事検査室分室に所属する職員（以下「所属の職員」という。）の事務分担に関すること。
3 所属の職員の週休日の振替えに関すること。
4 所属の職員の時間外勤務命令に関すること。
5 所属の職員の旅行（農林水産総務課工事検査室分室長の国外旅行及び旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。）に係る旅行命令及び復命の受理に関すること。
6 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）の承認等に関すること。
7 その他農林水産総務課工事検査室分室に属する事務のうち軽易な事項に関すること。

和歌山県訓令第9号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程を次のように定める。

平成22年3月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、東牟婁振興局地域振興部総務県民課が所掌する物品調達事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。

（専決）

第2条 会計駐在員（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第213条第2項に定める会計駐在員をいう。）は、和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号。以下「事務規程」という。）に関する次の事項について、その所掌する事務を専決することができる。

- (1) 事務規程第6条の規定に基づく入札事務の処理（1件の調達予定額が50万円未満である集中調達物品に係るものに限る。）に関する事項
- (2) 事務規程第7条第2項の規定に基づく発注事務の処理に関する事項
- (3) 事務規程第9条の規定に基づく集中調達物品の発注事

務の処理に関する事項

（専決の制限）

第3条 この規程に定めるところにより会計駐在員において専決できる事項であっても次の各号のいずれかに該当するときは、上司の決裁を受けなければならない。

- (1) 事務の内容が重要又は異例に属すると認められるもの
- (2) 他の部課に関係のある事務で意見を異にするもの
- (3) 疑義若しくは紛議があり、又はこれを生じるおそれのあるもの
- (4) あらかじめ事務処理について上司の指示を受けたもの（会計駐在員代決者）

第4条 会計駐在員が専決できる事項について、会計駐在員が不在のときは、会計駐在員があらかじめ指定した職員がその事項を代決することができる。

（代決の原則）

第5条 事務の代決は、あらかじめ方針を指示された事項又は緊急に処理することを要する事項に限るものとし、異例に属する事項又は新規に計画する事項については、代決することができない。

2 代決した事項については、その後、会計駐在員の後関を受け、又は会計駐在員に報告しなければならない。ただし、軽易な事項については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。